

機 1

2011年11月11日
取扱い変更まで
東京税関業務部
総括原産地調査官

取扱い変更まで
1年未満業務関係

一般特恵関税マニュアル

平成23年11月

東京税関業務部総括原産地調査官
関税局業務課監修

目 次

第1部 特恵関税制度の解説

1. 特恵関税制度の経緯	1
2. 制度の概要	1
3. 特恵受益国等	1
(1) 特恵関税の受益国及び地域	1
(2) 特別特恵受益国	1
4. 特恵関税の対象品目	2
(1) 農水産品	2
(2) 鉱工業産品	2
(3) 一般特恵対象品目の関係図	2
(4) 特別特恵関税対象品目の関係図	3
5. 特恵関税の適用除外措置	3
(1) 特恵卒業	3
(2) 国別・品目別特恵適用除外	4
(3) 国別・品目別特恵適用除外措置の適用基準の明確化	4
(4) 特恵受益国等であり、かつ、我が国と経済連携協定を締結している国の取扱い	5
6. 特恵関税適用停止の方式	6
7. 原産地認定基準	7
(1) 完全生産品	7
(2) 実質加工品	8
8. 自国関与基準	11
9. 累積原産地制度	12
10. 運送要件	13
11. 参考（資料）	
「特恵関税制度の概要（法体系）」	14
「特恵受益国及び地域一覧表」	15
「特恵原産地認定一般基準」	16
「平成23年度における改正」	17

第2部 特恵関税適用に係る事務手続

1. 特恵原産地証明書の取得	18
(1) 様式	18
(2) 発給の時期	18
(3) 発給機関	18

（４）記載事項の確認等	19
（５）特惠原産地証明書の記載内容の修正	19
２．原産地が明らかであると認めた物品の取扱い	19
３．少額貨物に係る特惠原産地証明書の取扱い	22
４．特惠原産地証明書の提出猶予の取扱い	22

第３部 特惠関税実務事例編

I．特惠原産地証明書の様式等	23
II．原産地認定基準	26
【実質加工基準】	26
【自国関与】	32
【累積原産地制度】	36
III．運送要件	37
IV．仲介貿易	40
V．特惠原産地証明書の発給日	42
【事後発給】	43
【事前発給】	46
VI．特惠原産地証明書の提出猶予	47
VII．特惠原産地証明書の有効期間	48
VIII．少額貨物	49
IX．特惠原産地証明書の記載不備	53
X．その他	57

[参 考]

特惠関係様式	59
--------	----

【 本マニュアルについて 】

一般特恵関税マニュアルは、一般特恵に関する実務を行うにあたって、一般特恵の制度及びその事務手続き等についての理解の手助けになることを目的に作成したものです。構成として、第1部で特恵関税の制度について解説し、第2部で特恵関税適用に係る事務手続きについて解説し、第3部の「特恵関税実務事例編」では個別事例について紹介しています。

【 注意事項 】

- ・本マニュアルは、一般特恵の制度やその事務手続き等の理解を手助けするための参考であり、実務に当たっては、関税暫定措置法、施行令、施行規則、基本通達などの関係法令等の関連する各規定を参照するとともに、下記事前教示制度を活用してください。
- ・本マニュアルの内容は、平成23年11月時点のものです。

事前教示制度について

【概要】

輸入関係者が、原則として文書により、輸入を予定している貨物の原産地認定の取り扱い(法令の適用・解釈等)について税関に照会を行い、その回答を文書により受けることができる制度です。

【メリット】

一般特恵関税の適用の可否等を事前に知ることができ、原価計算をより確実に行うための一助となり、販売計画等が立てやすくなります。また、輸入申告時に貨物の原産地が判明しているため、輸入通関をよりスムーズに行うことができます。また、税関が発出した回答書の内容は、発出後3年間、輸入申告時の審査の際に尊重されます(法令等の改正により取扱いが変わった場合等を除く)ので、安定的な取扱いが確保されるなどの利点があります。

※口頭(電話や税関の窓口)での照会・回答の場合には、輸入申告時の審査の際に尊重される取扱いは行われないのでご注意ください。より正確を期すためには文書による照会をお勧めします。

【利用方法等】

文書による事前教示の照会は、必要事項(原材料、その関税率表番号・原産地等)を記載した「事前教示に関する照会書(原産地照会用)」(税関様式C第1000号-2)1通と参考となる資料(原材料明細表、製造工程表、見本等)を、主要な輸入予定地を管轄する税関に提出してください。照会を受けた税関は、提出された照会書等の情報を基に検討を行い、「事前教示回答書(変更通知書兼用)(原産地回答用)」(税関様式C第1000号-3)をお渡しします。税関では、照会を受理してから30日以内に回答が行われるよう努力しております。

また、回答書に記載された内容について再検討を希望するものとして意見がある場合は、回答書の交付又は送達があった日の翌日から2ヶ月以内に限り申し出ることができます。

なお、照会者及びその利害関係者が、照会貨物について不服申し立て又は訴訟中である等、関税率表適用上の所属区分又は原産地に関する紛争等が生じている場合や、輸入申告中の貨物についての照会である場合等事前教示の趣旨に反する場合には、事前教示の照会・回答を行うことができません。

文書による事前教示の照会・回答内容は税関における取扱いの透明性及び輸入者等一般の予測可能性を高めるため、原則として税関ホームページで公開されます(照会者名等は公開されません)。

【問い合わせ先】

事前教示照会先電話番号一覧表(平成23年7月1日から)

函館税関	……	0138-40-4256
東京税関	……	03-3599-6527
横浜税関	……	045-212-6174
名古屋税関	……	052-654-4205
大阪税関	……	06-6576-3196
神戸税関	……	078-333-3097
門司税関	……	050-3530-8369
長崎税関	……	095-828-8665
沖縄地区税関	……	098-862-8692

* 事前教示制度（原産地関係）について <http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm>

第 1 部

特 恵 関 税 制 度 の 解 説

1. 特恵関税制度の経緯

一般特恵関税制度（G S P¹）は、最恵国待遇の例外として、先進国が、恩典的・片務的に、開発途上国の産品に対して一般の税率よりも低い特恵税率を適用する制度であり、開発途上国の輸出所得の増大、工業化と経済発展の促進を図るために1968年（昭和43年）に国連貿易開発会議（UNCTAD²）で合意され、我が国においては、昭和46年（1971年）に創設された。

2. 制度の概要

我が国の特恵関税制度においては、特恵関税の適用を受けることができる国及び地域（以下「特恵受益国等」という。）、特恵関税対象物品、特恵関税を適用する場合の関税率等が、関税暫定措置法（以下「暫定法」という。）、関税暫定措置法施行令（以下「暫定令」という。）、関税暫定措置法施行規則（以下「暫定規則」という。）等により規定されている。

（第1部13.の資料「特恵関税制度の概要（法体系）」参照。）

3. 特恵受益国等

（1）特恵関税の受益国及び地域（暫定法第8条の2第1項）

上記制度の対象国及び地域については、暫定法第8条の2第1項で「特恵受益国等」と定義されており、これは、

- ① 経済が開発途上にある国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。）であって
- ② 関税について特別の便益を受けることを希望するもののうち
- ③ 当該便益を与えることが適当であるもの

を要件として、政令で指定された国及び地域をいう。

具体的には、暫定令第25条及び同令別表第1で指定されている。

（第1部13.の資料・「特恵受益国及び地域一覧表」参照のこと。）

（2）特別特恵受益国（暫定法第8条の2第3項）

上記の特恵受益国等のうち、後発開発途上国（LDC³）に対しては、それ以外の特恵受益国よりもさらなる優遇（暫定法別表第5に掲げる物品以外のものについて、無税・無枠⁴）を措置している。

その対象国及び地域については、暫定法第8条の2第3項により、

- ① 特恵受益国等のうち
- ② 国際連合総会の決議により、LDCとされている国で
- ③ 特恵関税について特別の便益を与えることが適当であるもの

を要件として、政令（暫定令第25条第3項）で指定されている。

（第1部13.の資料・「特恵受益国及び地域一覧表」中に\$のマークを付したので参照のこと。）

¹ GSP=Generalized System of Preferences の略。なお以降、本マニュアルで「特恵関税制度」と記載のある場合は、「一般特恵関税制度」をさす。

² UNCTAD=United Nations Conference on Trade and Development の略。

³ LDC=Least Developed Countries の略。

⁴ LDC無税・無枠措置：LDCからの産品に対して数量枠を設けずに関税無税を適用する措置。

4. 特恵関税の対象品目

(1) 農水産品（第1類から第24類まで）（暫定法第8条の2第1項第1号）

農水産品については、特定の品目を選定（暫定法別表第2）し、その品目に対して特恵関税が供与されている（ポジティブ・リスト方式）（特別特恵受益国の産品については「特別特恵関税例外品目（暫定法別表第5）」に定められた品目以外の品目について無税とされている。）。

適用される特恵税率は、品目ごとに本邦の農水産業に及ぼす影響等を考慮して個別に設定（暫定法別表第2の税率）されている。なお、特恵関税を適用した輸入によって本邦の産業に損害を与え、又は与えるおそれがあり、これを保護するため緊急に必要があると認められるときは、特恵関税の停止を定めたエスケープ・クローズを発動し、特恵関税の適用を停止することができることとされている。（詳細は6. 特恵関税適用停止の方式を参照のこと。）

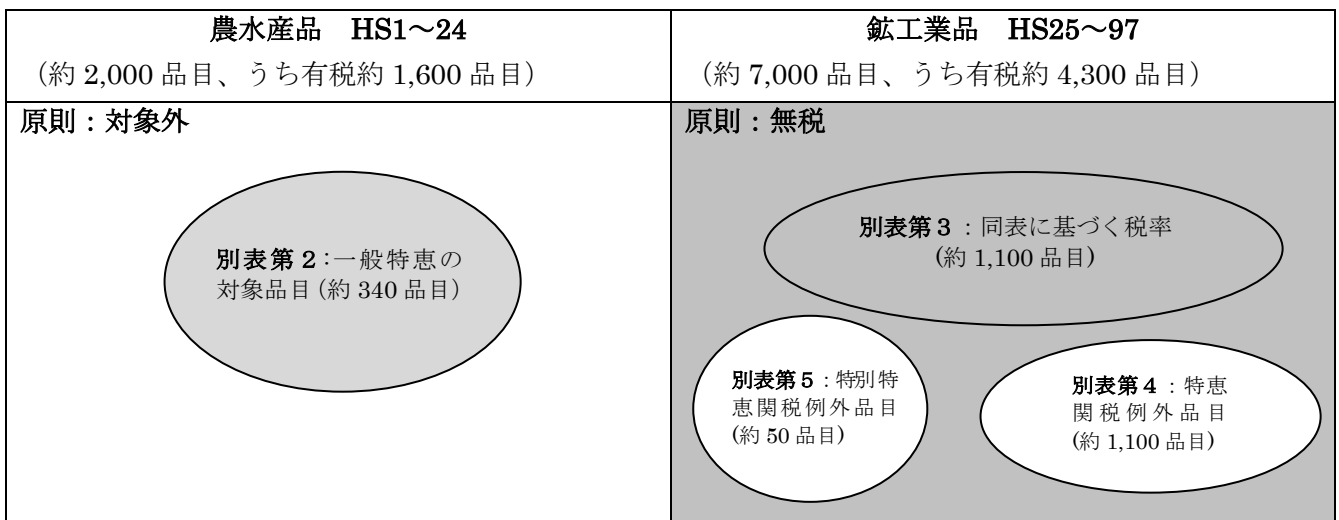
(2) 鉱工業産品（第25類から第76類、第78類から第97類まで）（暫定法第8条の2第1項第2号、第3号）

鉱工業産品については、暫定法別表第4及び第5に掲げる品目を除き、原則としてすべての品目に特恵関税が供与されている（ネガティブ・リスト方式）（特別特恵受益国の産品については「特別特恵関税例外品目（暫定法別表第5）」に定められた品目以外の品目について無税とされている。）。

特恵関税例外品目は、国内産業保護等の観点から定められており、主な品目としては石油製品、合板等がある。

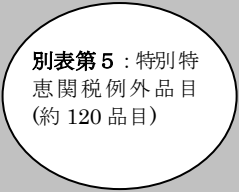
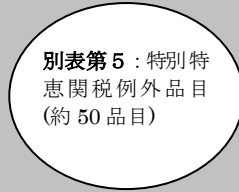
適用される特恵税率は、原則として無税とされている。しかし、国内産業の実情等からみて、特定品目（暫定法別表第3）については、実行税率に同表に定める係数（0.2, 0.4, 0.6, 0.8）を乗じた税率となっているとともに、特恵関税を適用した輸入によって本邦の産業に損害を与え、又は与えるおそれがあり、これを保護するため緊急に必要があると認められるときは、特恵関税の停止を定めたエスケープ・クローズを発動し、特恵関税の適用を停止することができることとされている。（詳細は6. 特恵関税適用停止の方式を参照のこと。）

(3) 一般特恵対象品目の関係図



※色の付いている箇所が一般特恵(GSP)の対象 (品目数：9桁(細分)ベース)

(4) 特別特恵関税対象品目の関係図

農水産品 HS1~24 (約 2,000 品目、うち有税約 1,600 品目)	鉱工業品 HS25~97 (約 7,000 品目、うち有税約 4,300 品目)
原則：無税・無枠	
 <p>別表第5：特別特恵関税例外品目 (約 120 品目)</p>	 <p>別表第5：特別特恵関税例外品目 (約 50 品目)</p>

※色の付いている箇所が特別（LDC）特恵税率の対象（品目数：9桁（細分）ベース）

5. 特恵関税の適用除外措置（法第8条の2第2項）

(1) 特恵卒業

特恵関税制度の趣旨に照らし、最近の特恵受益国等における経済発展の程度、我が国産業界の事情、後発開発途上国を含むより発展段階の低い国・地域に対するより一層の配慮、他の特恵供与国の動向等を勘案し、先進国並みに経済が発展した特恵受益国等については、特恵関税の適用対象から除外することとされた。

① 部分適用除外（国別・品目別適用除外）

特恵受益国等のうち、次のイの基準を満たす国・地域及びロの基準に合致する品目に限定し、特恵関税の適用除外が実施される。

イ 当該年度の初日を含む年の前年（「当該年度の前年」）に国際復興開発銀行が公表する統計（以下「世銀統計」という。）において、「高所得国」に分類される国・地域（例えば、平成22年の統計では、平成20年の国民一人当たりの国民総所得が11,906米ドル以上の国又は地域が該当する）。

ロ 当該年度の前々年において輸入統計品目表の細分（9桁）に応じて計上された貿易統計（例えば、平成23年度の場合は、平成21暦年の貿易統計）において、上記イの国・地域を原産地とする当該品目の輸入額が、我が国の当該品目の総輸入額の25%を超え、かつ、10億円を超えている品目。

ただし、上記イ及びロの基準により、部分適用除外の対象となった国・地域及び品目については、毎年度見直しを行い、上記基準のいずれかを満たさなくなった場合には、当該国・地域について当該品目の特恵関税の供与を復活させる（ただし、下記②全面適用除外措置の対象となった国・地域を除く。）。

② 全面適用除外（国別適用除外）

特恵受益国等のうち、当該年度の前年までの3か年の世銀統計において、同期間中連続して「高所得国」に分類されている国・地域（例えば、平成23年度の場合は、平成20年から22年までの世銀統計のいずれにおいても「高所得国」に分類される国・地域）を原産地とする全品目について特恵関税の適用除外が実施される。

ただし、同基準により全面適用除外の対象となった国・地域の国民一人当たりの国民総所得が、当該年度の前年までの3か年の世銀統計において、同期間中連続して「高所得国」に分類されない場合で、かつ、当該国・地域から希望があるときは、当該年度より特恵関税の供与を復活させる。

(2) 国別・品目別特惠適用除外

① 製品の国際競争力等に着目した国別・品目別特惠適用除外

特惠関税制度の趣旨に照らし、我が国市場において高い国際競争力を有する特惠受益国等の製品について、より競争力の低い国・地域への特惠メリットの拡充を図る等の観点から、一の特惠受益国・地域（後発開発途上国を除く。）を原産地とする物品（以下「特定原産品」という。）であって、過去3年間の平均で、その輸入額が15億円を超え、かつ、当該輸入額が特定原産品と同一の物品の総輸入額の50%を超えるものは、特惠の対象から3年間除外する。ただし、次に掲げる条件のいずれかに該当する場合は、除外しない。

- イ 過去3年間の平均で、当該特定原産品の特惠適用輸入額が当該国・地域からの総特惠適用輸入額が当該国・地域からの総特惠適用輸入額の25%を超える場合
- ロ 当該特定原産品が、経済連携協定（関税暫定措置法第7条の8第1項に規定する経済連携協定をいう。以下同じ。）締結についての大筋合意をしている国・地域を原産地とする物品で、かつ、当該大筋合意において当該経済連携協定に基づく関税率が当該経済連携協定の発効日において特惠税率以下のものである場合
- ハ 当該特定原産品の協定税率（法7条の3第1項に規定する協定税率をいう。）が無税とされている場合

（注1）上記基準の判定については、各年度において、前々年の輸入統計品目表の細分について、当該年度の前々年までの2暦年の統計による（例えば、平成23年度においては、平成21暦年の輸入統計品目表の細分について、平成19暦年、平成20暦年及び21暦年の貿易統計により判定する。）。

（注2）暫定法第8条の2第2項の規定に基づく国別・品目別特惠適用除外措置状況については、参考（資料）を参照（平成25年3月31日まで特惠関税適用が停止。）。

② 環境・資源の保護の観点から特惠の供与を行うことが適切でない品目

我が国が加盟する水産資源の保存管理に係る地域漁業管理機関において、保存管理措置に違反しているとして特定が行われる国からの、当該機関における管理対象魚種の輸入といった環境・資源の保護の観点から特惠の供与を行うことが適切でない品目については、国別・品目別特惠適用除外の対象とする。

本措置により特惠適用除外となった品目については、当該機関において特定が解除される等特惠非供与の根拠が解消した場合、当該品目の特惠関税の適用を復活する。

(3) 国別・品目別特惠適用除外措置の適用基準の明確化

従来、前記(1)、(2)の適用基準は、関税率審議会答申により運用されていたが、平成19年度関税改正において、特別特惠対象品目の拡大を実施するに当たり、適用基準の明確化を図ることとされ、具体的には、次の告示により規定された。

「国別・品目別特惠適用除外措置及び高所得国に係る特惠適用除外措置の適用基準」

(平成19. 3. 31財務省告示第134号、改正平成21. 4. 1財務省告示第119号、改正平成23年財務省告示110号)

(4) 特恵受益国等であり、かつ、我が国と経済連携協定を締結している国の取扱い

経済連携協定（EPA）等の国際約束により関税の譲許が定められている物品については、暫定令第25条第2項第4号又は第5号により、当該国際約束に基づく税率が、暫定法第8条の2第1項の規定による税率を超える場合を除き、特恵関税の便益を与えない（特別特恵の場合を除く。）。

二国間EPA（暫定令第25条第2項第4号）のまとめ

○EPA税率 > 一般特恵税率 … 一般特恵税率適用可能

* 申告者が望めばEPA税率は適用可能。

○EPA税率 ≤ 一般特恵税率 … 一般特恵税率適用除外（EPA税率のみ）

* 申告者が一般特恵税率適用を望んでも、適用除外に該当するため適用はできない。

多国間EPA（暫定令第25条第2項第5号）のまとめ

【インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア産品の場合(注)】…一般特恵受益国

○アセアン包括特恵税率 > 一般特恵税率 … 一般特恵税率適用可能

申告者が希望すればアセアン包括特恵税率は適用可能。

○アセアン包括特恵税率 ≤ 一般特恵税率 … 一般特恵税率適用除外

申告者が希望したとしても一般特恵税率の適用はない。

(注) 各国について、日アセアン包括的経済連携協定が発効済みの場合（平成23年11月現在、インドネシアについては未発効。）

【カンボジア、ミャンマー、ラオス産品の場合】…特別特恵受益国

上記3カ国については、アセアン包括特恵税率と特別特恵税率（税関ホームページ上の「実行関税率表」の「特別特恵 LDC」の行の税率）は併存しており、申告者が希望し、条件を満たせば、どちらの税率も適用可能である。

6. 特恵関税適用停止の方式

特恵関税制度においては、ある品目の輸入が特恵関税の適用により増加し、国内産業に損害を与える等の事態が生じた場合で、当該産業を保護するため緊急に必要なと認められる場合には、暫定法第8条の3の規定に基づき、物品及び期間並びに必要なときは国又は地域を指定して特恵関税の適用を停止することができるエスケープ・クローズ方式（緊急特恵停止措置）がとられている。

平成19年度関税改正において、「緊急特恵停止措置（エスケープ・クローズ）の運用基準」（平成19.3.31財務省・農水省・経産省告示第1号）により具体的発動基準が明示された。

◎ 特別特恵関税と特別緊急関税等との関係

暫定法第7条の3及び第7条の4（特別緊急関税）又は同法第7条の5及び第7条の6（牛肉、豚肉の関税の緊急措置）の規定に基づく措置が発動された場合、特別特恵関税の適用はなく、当該措置に基づく税率が適用される（同法第8条の5第2項（関税割当て）の規定を適用する場合を除く。）。

7. 原産地認定基準（暫定令第26条第1項）

特惠関税は、特惠受益国等を原産地とする物品に限って適用される。このため、特惠関税の適用を受けようとする物品が特惠受益国等の原産品であるかどうかを認定するための原産地認定基準が定められている。

原産地認定基準には、（1）完全生産品と（2）実質的加工品の2つがある。

（1）完全生産品（原産地証明書第8欄（原産地基準）に“P”と記入されている。）（暫定規則第8条）

ある輸入貨物が一つの特恵受益国等において完全に生産された物品であった場合には、その特惠受益国等の原産品と認められる。

具体的には暫定規則第8条各号のいずれかに該当すればよい。

（完全に生産された物品の指定）

暫定規則第8条

1. 一の国又は地域（法第8条の2第1項又は第3項に規定する国又は地域をいう。以下同じ。）において採掘された鉱物性生産品
2. 一の国又は地域において収穫された植物性生産品
3. 一の国又は地域において生まれ、かつ、成育した動物（生きているものに限る。）
4. 一の国又は地域において動物（生きているものに限る。）から得られた物品
5. 一の国又は地域において狩猟又は漁ろうにより得られた物品
6. 一の国又は地域の船舶により公海並びに本邦の排他的経済水域の海域及び外国の排他的経済水域の海域で採捕された水産物
7. 一の国又は地域の船舶において前号に掲げる物品のみを原料又は材料として生産された物品
8. 一の国又は地域において収集された使用済みの物品で原料又は材料の回収用のみに適するもの
9. 一の国又は地域において行われた製造の際に生じたくず
10. 一の国又は地域において前各号に掲げる物品のみを原料又は材料として生産された物品

（原産地認定の基準）

関税暫定措置法基本通達8の2-3（以下「暫定法基本通達」という。）

- (1) これらの規定の適用に当たっては、物品の加工又は製造等に使用される動力、燃料、設備、装置、機械及び工具の原産地は、考慮に入れないものとする。
- (2) 規則第8条第6号及び第7号に規定する「一の国又は地域の船舶」とは、次の要件のすべてに該当する船舶をいうものとする。
 - イ 特惠受益国に登録されていること。
 - ロ 特惠受益国の国旗を掲げて航行していること。
 - ハ 特惠受益国、その国民又は当該特惠受益国に本店又は主たる事務所を有する法人が50%以上の持分を有すること。ただし、法人の場合にあっては、当該法人の代表者、役員会の長及びその構成員の過半数が当該特惠受益国の国民であり、かつ、合名会社、合資会社又は有限会社にあっては、その資本の額又は出資の総額の2分の1以上が当該特惠受益国又は当該特惠受益国の公法人若しくは国民により所有されていること。
 - ニ 船長及び高級船員が、すべて当該特惠受益国の国民で構成されていること。
 - ホ 船員の75%以上が当該特惠受益国の国民で構成されていること。

(2) 実質加工品（原産地証明書第8欄（原産地基準）に“W”とHS4桁が記入されている。）（暫定規則第9条）

ある輸入貨物が、当該特惠受益国等の完全生産品でなくとも、他の国の物品をその原料又は材料の全部又は一部とし、これに実質的な変更を加える加工・製造を行って生産された物品であった場合には、完全生産品と同様に当該特惠受益国等の原産品と認められる。

「実質的な変更を加える加工・製造」とは、特惠税率の適用を受けようとする物品が該当するHS4桁と当該物品の生産に使用された非原産材料の該当するHS4桁が異なる（項の変更）加工・製造である。なお、暫定規則別表（第9条関係）に掲げられた物品については、同表下欄の加工・製造を満たしていれば、項の変更あるなしにかかわらず、暫定令第26条第1項第2号に規定する加工・製造となる。ただし、

以下に該当する場合は、項の変更があっても、あるいは暫定規則別表（第9条関係）の基準に該当しても、暫定令第26条第1項第2号に規定する実質的な変更を加える加工・製造とは認めない（暫定規則第9条第1項ただし書）。

- (1) 輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作
- (2) 単なる切断、選別
- (3) 瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること
- (4) 改装、仕分け、製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること
- (5) 非原産品の単なる混合、単なる部分品の組立て及びセットにすること
- (6) (1) から (5) に該当する加工から成る操作

参考：実質的な変更を加える加工又は製造の例（暫定規則第9条及び同別表）

- (1) 項の変更があるだけでは、実質的な変更があったと認められない場合

関税定率法別表の番号	生産された物品	原産品としての資格を与えるための条件
第7類	食用の野菜、根及び塊茎	第7類に該当する物品以外の物品からの製造

この例の場合、例えば、第07.04項のキャベツ（生鮮のもの）を他の国又は地域から輸入して、キャベツを第07.12項の乾燥野菜に加工しても暫定規則別表（第9条関係）の下欄の加工・製造を満たしていないので実質的な変更をもたらしたのとは認められず、当該特惠受益国等の原産品であるキャベツから製造されなければならない。

(2) 項の変更の有無にかかわらず、暫定規則別表（第9条関係）の要件を満たすことにより実質的変更があったと認められる場合

関税定率法別表の番号	生産された物品	原産品としての資格を与えるための条件
39.17	プラスチック製の管及びホース並びにこれらの継手（プラスチック製のものに限る。例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ） (1) 継目なし管 (2) その他のもの	第 39.01 項から第 39.13 項まで又は第 39.17 項に該当する物品以外の物品からの製造 第 39.17 項に該当する物品（継目なし管を除く。）以外の物品からの製造

この例の場合、当該特惠受益国等において、他の国又は地域から輸入したプラスチック製の継目なし管（第39.17項）を用いて、同じ関税定率法別表の項に属するプラスチック製のジョイント（第39.17項）を製造した場合にも項の変更はないが、実質的変更があったものとして認めるというものである。

(3) 使用した非原産品の価格が生産された物品の価格に占める割合により実質的変更があったと認められる場合

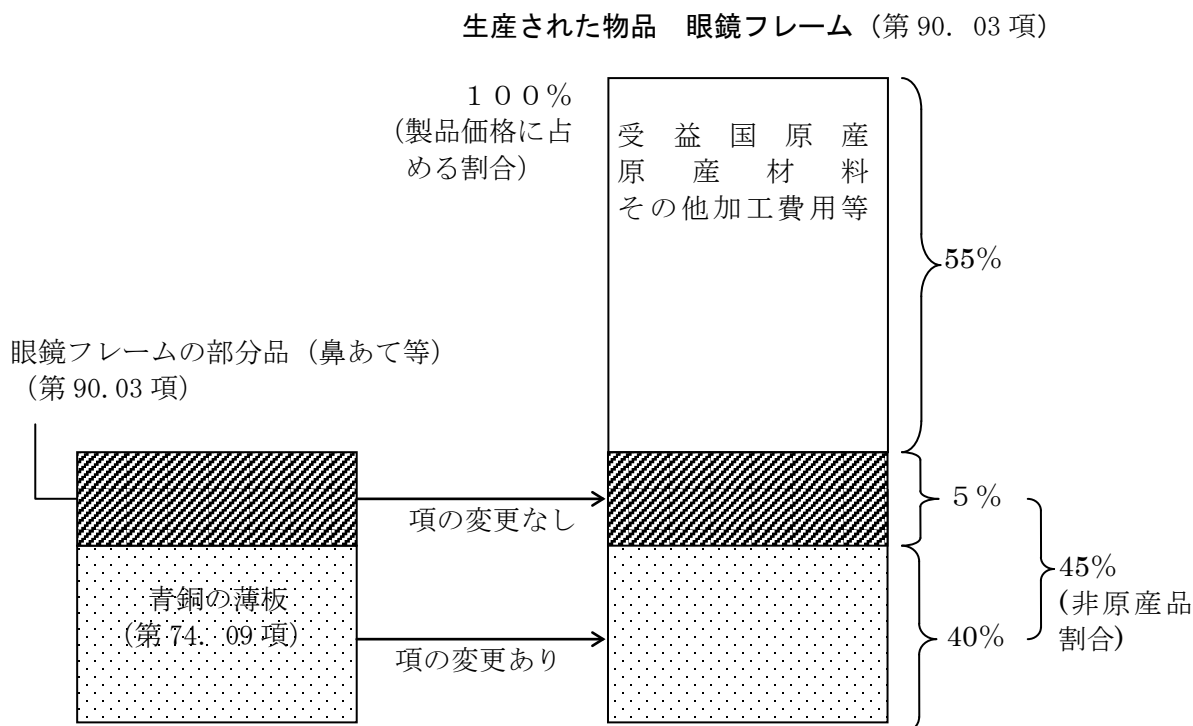
関税定率法別表の番号	生産された物品	原産品としての資格を与えるための条件
第90類	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品（第 90.01 項又は第 90.30 項に該当する物品を除く。）	使用した非原産品のうち、生産された物品と異なる関税定率法別表の項に属するものの価格の生産された物品の価格のうちに占める割合が 40%以下となり、かつ、生産された物品と同じ関税定率法別表の項に属するものの価格の生産された物品の価格のうちに占める割合が 5%以下となる製造

非原産品である眼鏡フレームの部分品（鼻あて等）と青銅の薄板を使用して、眼鏡フレームを製造した。この場合の原産地の認定は、図（次頁）のようになる。

完成された眼鏡フレームの税番は第90.03項であるが、それを製造するに当たって当該税番と同じ眼鏡フレームの部分品（斜線部分）と異なる税番（第74.09項）である青銅の薄板（点線部）とを他の国から輸入して使用する。

この場合、眼鏡フレームの部分品が製品価格に対し5%（以下）であり、かつ、青銅の薄板が製品価格に対し40%（以下）である場合には、原産品としての資格が与えられる。

図：眼鏡フレームの原産地の認定



- (注) 1. 「非原産品の価格」とは、非原産品の特惠受益国等に輸入された際の課税価格（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書 1 A の千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第 7 条の実施に関する協定に基づいて計算される価格（当該非原産品が当該特惠受益国等の輸入港に到着するまでの運送に要する運賃、保険料その他当該運送に関連する費用を含む。）又はこれに準ずる価格）をいい、当該課税価格を確認することができない物品については、特惠受益国等において対価として支払われたことを確認することができる最初の支払いに係る価格をいう。
2. 「生産された物品の価格」とは、特惠受益国等から輸出される物品の当該国の輸出港における本船甲板渡し価格（輸出の際に軽減、免除又は払戻しを受けるべき内国消費税の額を除く。）又はこれに準ずる価格をいう。
3. 「非原産品割合」とは、原料又は材料として使用された非原産品の価格が生産された物品の価格のうちに占める割合をいう（暫定規則別表（第 9 条関係）備考一）。

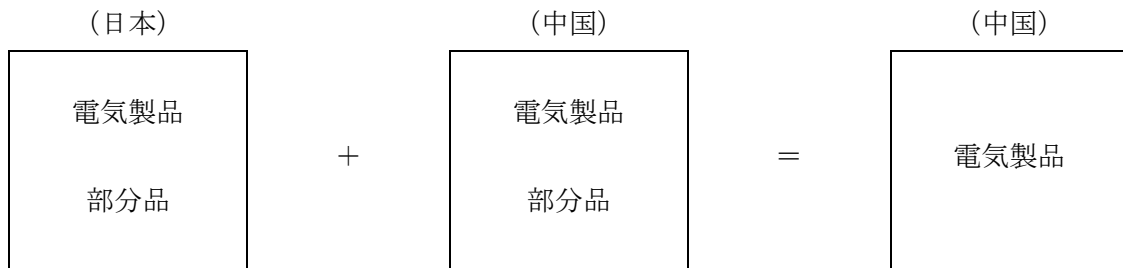
8. 自国関与基準（暫定令第26条第2項）

一の特恵受益国等において、我が国から輸出された物品を原材料の全部又は一部として生産された物品のうち、我が国から輸出された物品をその特恵受益国等の完全生産品とみなした場合に、前記8（1）又は（2）に掲げる物品に該当することとなる物品は、その特恵受益国等の原産品として取り扱われる。

ただし、次の要件を満たす必要がある。

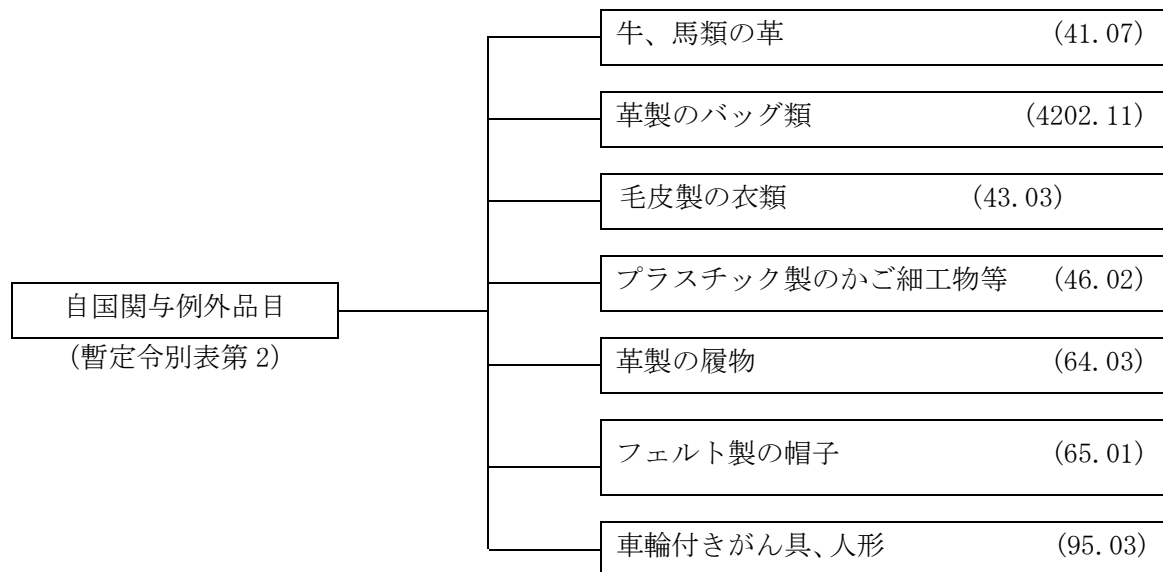
- （イ）自国関与例外品目（毛皮製品等）に該当しないこと（暫定令別表第2）。
- （ロ）特恵原産地証明書の外に、必ず「原産地証明書に記載された物品の生産に使用された日本からの輸入原料に関する証明書」（以下「ANNEX」という。）を取得し、税関に提出すること。なお、自国関与品については、ANNEX番号が、特恵原産地証明書の第4欄（公用欄）に記載されていることを確認しなければならない。（暫定令第30条第1項、暫定規則別紙様式2、暫定法基本通達8の2-12（1））

例えば、我が国に輸入される電気製品について、部分品の全部が中国製ではない場合には実質加工基準を充たすか否かを判定することとなる。しかし、本品の部分品のうち我が国から輸出されたものは、自国関与制度の枠組みの下では中国の完全生産品とみなされるため、当該部分品のすべてが日本から輸出されたものである場合は、本品全体が同国の完全生産品となり、部分品の価格割合を考慮する必要はない。



特に、暫定令別表第2に掲げる品目（例えば、革製の履物等）については、自国関与例外品目となっていることからANNEXが添付されている場合であっても、自国関与基準は適用できないので注意する必要がある。

（注）下記の品目は、理解を容易にするために代表的な品目の一部を掲げたものであり、実際の適用に当たっては、必ず、暫定令別表第2を確認すること。



9. 累積原産地制度（暫定令第26条第3項）

暫定令第26条第3項に規定する東南アジア諸国（インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ及びベトナムの5か国をいう。以下同）内で生産された物品については、累積原産地制度が適用される⁵。

この制度は、東南アジア諸国のうち2以上の国を通じて生産が行われて、本邦へ輸出される物品については、東南アジア諸国全体を一の国とみなして前記8及び9の原産地基準（完全生産品としての基準、実質加工基準及び自国関与基準）を適用するものである。

この結果、一の東南アジア諸国の完全生産品及び本邦からの自国関与物品は、他の東南アジア諸国の完全生産品とみなされるとともに、一の東南アジア諸国で行われた加工・製造は、他の東南アジア諸国において行われたものとみなされることになる。

具体的には、実質加工基準の適用上、次のような効果が生じる。

- (1) 非原産品割合の算定においては、次に掲げる物品は非原産品として取り扱われない。
 - イ. 最終的な物品の原料又は材料として使用される東南アジア諸国の完全生産品
 - ロ. 最終的な物品の原料又は材料として使用される、本邦から自国関与制度の枠組みの下で東南アジア諸国に輸出された物品
 - ハ. 最終的な物品の原料又は材料として使用される、前記イ及びロに掲げる物品のみから成る物品
- (2) 加工・製造の工程については、生産にかかわった東南アジア諸国全体として一定の加工・製造の要件を満たせば、原産品としての資格が付与される。なお、この場合において、この累積原産地制度により特惠関税が適用される物品の原産地は当該物品を本邦へ輸出する国となるため、当該国の発給機関が発給した原産地証明書の提出が必要となるので留意すること。
- (3) 累積原産地制度の適用を受けようとする場合は、特惠原産地証明書の発給機関により証明された「累積加工・製造証明書」（暫定規則別紙様式第3）を取得し、税関に提出する必要があるほか、当該特惠原産地証明書の「第4欄公用欄」に「累積加工・製造証明書」の番号を記載しなければならない。
（暫定法基本通達8の2-13（1））
- (4) 累積原産地制度の適用を受ける東南アジア諸国において、本邦から輸出された物品を原材料の全部又は一部として生産された物品について、特惠関税の適用を受けようとする場合には、必要事項を累積加工・製造証明書に併せて記載し、これと原産地証明書を税関に提出することとされており、前記10「自国関与基準」の「ANNEX」の提出を要しないので留意すること。（暫定法基本通達8の2-14）

（参考）経済連携協定（以下「EPA」という。）と累積原産地制度の関係

暫定令第25条第2項第4号及び第5号により、日本に輸入される品目ごとに設定された一般特惠による適用税率がEPA特惠税率と同じ又は高い場合、一般特惠税率の適用が除外される結果、累積原産地制度の適用もない。

なお、一般特惠税率がEPA特惠税率より低い一般特惠税率適用対象品目については、引き続き累積原産地制度の適用を受けることが可能である。

⁵ ここでいう「累積原産地制度」は、アセアン包括協定のもとでの累積とは異なる概念であることに留意する。

(累積加工・製造証明書の記載例)

Products(Materials) (原材料)				Products (製品)			
Producing Country (生産国)	Description (品名)	Quantity (数量)	Value (価額)	Producing Country (生産国)	Description (品名)	Quantity (数量)	Value (価額)
(生産国)	(品名) 型番	(数量)	(価額)	(生産国)	(品名) 型番	(数量)	(価額)
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>日本原材料を使用している旨の記載(自国関与基準を適用する場合)</p> <p>日本 (品名) 型番 (数量) (価額) (生産国)</p> </div>							

10. 運送要件 (暫定令第31条)

特恵関税の適用を受けるためには、以下の運送要件のいずれかを満たす必要がある。

- (1) 原産地である特恵受益国等からその他の国又は地域 (以下「非原産国」という。) を経由しないで日本へ向けて直接に運送されること (直接運送)。
- (2) 原産地である特恵受益国等から非原産国を経由して日本へ輸入されるが、その経路が運送上の理由から非原産国において単に積替え又は一時蔵置がされたにすぎないこと。
- (3) 原産地である特恵受益国等から非原産国において博覧会、展示会その他これらに類するもの (以下「博覧会等」という。) に出品するため又は一時蔵置するため輸出され、その後、当初における特恵受益国等の輸出者により、その非原産国から (1) 又は (2) に準ずる運送方法で日本向けに輸出されること。

ただし、(2) 又は (3) に規定する積替え、一時蔵置又は博覧会等への出品は、その非原産国の保税地域その他これに準ずる場所において同国の税関の監督下で行われなければならない。

なお、(2) 又は (3) に該当する場合には、輸入申告等の際し

- ① 原産国から我が国の輸入港に至るまでの通し船荷証券の写し
- ② 積替え、一時蔵置又は博覧会等への出品がされた非原産国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書
- ③ ①又は②に掲げる書類以外の書類で税関長が適当と認めるもののいずれかの書類の提出が必要である (課税価格の総額が20万円以下の物品を除く。)

(注) これらの書類の提出が不可能であっても、特恵原産地証明書第3欄に積替地等の記載があり、輸入者等からの説明により、運送要件を満たすと認められる場合は、書類の提出があったものとして取り扱う (暫定法基本通達8の2-1 (1) ホ)。

11. 参考（資料）

特恵関税制度の概要（法体系）

関税暫定措置法				関税暫定措置法施行令				関税暫定措置法施行規則							
条	項	号	段	参考	条	項	号	段	参考	条	項	号	段	参考	
8	2	1		特恵受益国の指定	25	1			特恵受益国等の指定	別表第1	8	1		完全生産品の規定	令 26-1-1
8	2	1	1	農水産品(特恵関税適用品目)	別表第二	25	2		特恵関税の便益を与えない物品の指定		8	1	1	一国において採掘された鉱物性生産品	
8	2	1	2	特定鉱工業産品等(特恵関税適用品目)	別表第三	25	3		特別特恵受益国の指定	別表第1	8	1	2	一国において収穫された植物性生産品	
8	2	1	3	鉱工業品(特恵関税適用除外品目)	別表第四	26	1		原産地の意義		8	1	3	一国において生育した動物(生きているもの)	
8	2	2		特恵の適用除外		26	1	1	原産地の認定基準(完全生産品)		8	1	4	一国において動物(生きているもの)から得た物品	
8	2	3		特別特恵受益国の指定	別表第五	26	1	2	原産地の認定基準(加工・製造品)		8	1	5	一国において狩猟・漁猟により得られた物品	
8	2	4		特恵関税制度の適用の規定		26	2		自国関与	別表第2	8	1	6	公海等で採捕した水産物	
8	3	1		特恵関税の適用停止の原則		26	2	1	自国関与分の加工・製造国完全生産品のみなし規定		8	1	7	8-1-6を原料・材料とした物品	
8	3	2		特別特恵受益国の8の3-1の読替		26	2	2	自国関与分の加工・製造国生産品のみなし規定		8	1	8	一国において使用済みの物品で、原材料の回収用	
8	4	1		前 H23年削除(特恵関税適用の適用停止の特例)		26	3		東南アジア諸国を一つの国とみなす規定		8	1	9	一国において製造の際に生じたくず	
8	4	1		後 H23年削除(特定国の1/5頭打ち)		27	1		原産地の証明(原産地証明書の提出)		8	1	10	8-1-1~9を原材料としたもの	
8	4	2		H23年削除(限度額等の算出方法)		27	1	1	原産地証明書の提出除外要件(原産地が明らかでないもの)	事務連絡(H19.3.30)	9	1		前 加工・製造の定義	
8	4	3		H23年削除(輸入額等の算出方法)		27	1	2	適用除外要件(20万円以下の物品)		9	1		後 加工・製造の定義(適用除外)	
8	4	4		H23年削除(期限の日のみなし規定)		27	1	3	適用除外要件(特例申告に係る指定貨物)		9	2		繊維製品に対するデミニミス	
						27	2		27-1-2の原産地の認定		9	3		異なる材料から成る物品等の扱い	
						27	3		27-1-3 特例申告書への記載		10	1		原産地証明書の様式指定	別紙様式第1
						27	4		原産地証明書の発給機関		10	2		原産地証明書のANNEX	別紙様式第2, 3
						27	5		原産地証明書の様式の指定	規 10-1(別紙様式第一)					
						28			前 原産地証明書の提出期限						
						28			後 原産地証明書の提出猶予の条件						
						29			前 原産地証明書の有効期間						
						29			後 原産地証明書の有効期間の例外						
						30	1		自国関与品の添付書類	規則別紙様式二					
						30	2		特例申告書への自国関与品である旨の記載						
						30	3		東南アジア諸国の30-1,2の読替え	規則別紙様式三					
						30	4		添付証明書の様式の指定						
						31	1		直接運送の要件						
						31	1	1	直接運送される物品						
						31	1	2	運送上の理由による積替え及び一時蔵置	31-1-1と同様の扱い					
						31	1	3	第三国での博覧会等、一時蔵置後の運送	31-1-1と同様の扱い					
						31	2		31-1-2,3の条件						
						31	3		前 31-1-2,3 特恵適用の際の添付書類						
						31	3		後 添付書類の提出除外要件						
						31	3	1	添付書類の種類(通し B/L の写し)						
						31	3	2	添付書類の種類(税関等の証明)						
						31	3	3	添付書類の種類(その他税関長が認めるもの)						
						31	4		特例申告書への31-1-2,3である旨の記載						
						31	5		31-3-2の記載内容						
						31	5	1	31-3-2の記載内容(記号・番号・品名及び数量)						
						31	5	2	31-3-2の記載内容(積卸日・船名・記号及び種類)						
						31	5	3	31-3-2の記載内容(31-5-2の取扱い状況)						
						32			H23年削除輸入額等の官報公告						

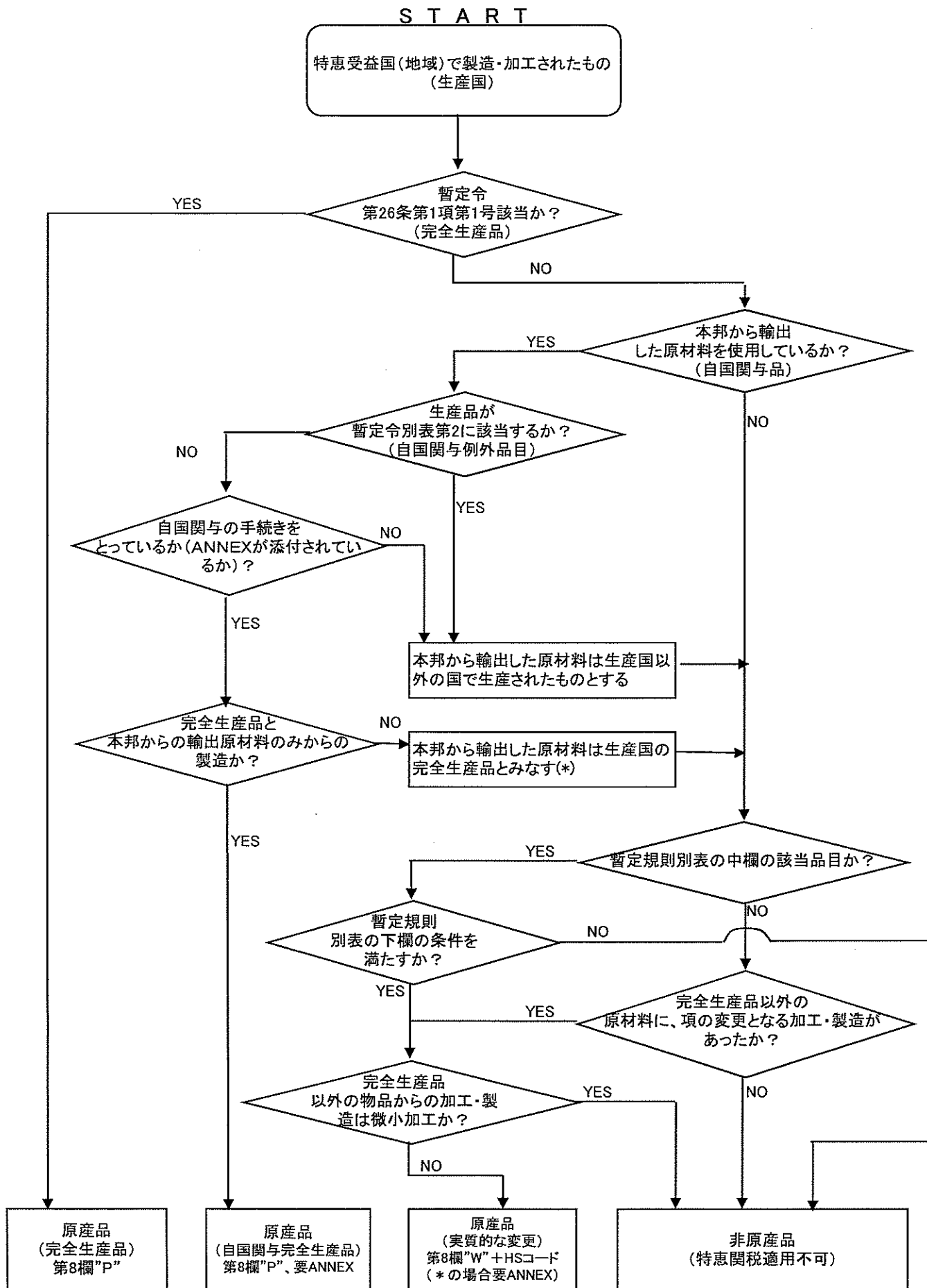
特恵受益国及び地域一覧表

(平成 23 年 11 月現在)

番号	国又は地域名	番号	国又は地域名	番号	国又は地域名	番号	国又は地域名	番号	国又は地域名	番号	国又は地域名	番号	国又は地域名	番号	国又は地域名
1	アゼルバイジャン(AZ)	150	59	ジャマイカ (JM)	316	114	フオー克蘭ド諸島及びその附	414							
\$2	アフガニスタン(AF)	130	60	シリア (SY)	145		属諸島地域 (FK)								
3	アルジェリア (DZ)	503	61	ジンバブエ (ZW)	549	115	ブラジル (BR)	410							
4	アルゼンチン(AR)	413	\$62	スーダン (SD)	507	\$116	ブルキナファソ (BF)	521							
5	アルバニア (AL)	229	63	スリナム (SR)	404	\$117	ブルンジ (BI)	534							
6	アルメニア (AM)	151	64	スリランカ (LK)	125	118	米領サモア地域 (AS)	621							
\$7	アンゴラ (AO)	535	65	スワジランド (SZ)	556	119	ベトナム (VN)	110							
8	アンティグア・バーブーダ (AG)	331	66	セウタ及びメリリア地域 (CE)	502	\$120	ベナン (BJ)	519							
\$9	イエメン (YE)	149	67	セーシェル (SC)	544	121	ベネズエラ (VE)	402							
10	イラク (IQ)	134	\$68	赤道ギニア (GQ)	530	122	ベラルーシ (BY)	239							
11	イラン (IR)	133	\$69	セネガル (SN)	510	123	ベリーズ (BZ)	308							
12	インド (IN)	123	70	セルビア (RS)	228	124	ペルー (PE)	407							
13	インドネシア (ID)	118	71	セントクリストファー・ネーヴ イス (KN)	335	125	ボスニア・ヘルツェゴビナ (BA)	243							
\$14	ウガンダ (UG)	542	72	セントビンセント (VC)	336	126	ボツワナ (BW)	555							
15	ウクライナ (UA)	238	73	セントヘレナ及びその附属諸島 地域 (SH)	537	127	ボリビア (BO)	408							
16	ウズベキスタン (UZ)	152	74	セントルシア (LC)	330	128	ホンジュラス (HN)	307							
17	ウルグアイ (UY)	412	\$75	ソマリア (SO)	540	129	マーシャル (MH)	625							
18	英領アンギラ地域 (AI)	337	\$76	ソロモン (SB)	613	130	マケドニア旧ユーゴスラビア共 和国 (MK)	244							
19	英領ヴァージン諸島地域 (VG)	332	77	タークス及びカイコス諸島地域 (TC)	317	\$131	マダガスカル (MG)	546							
20	エクアドル (EC)	406	78	タイ (TH)	111	\$132	マラウイ (MW)	553							
21	エジプト (EG)	506	79	タジキスタン (TJ)	155	\$133	マリ (ML)	520							
\$22	エチオピア (ET)	538	\$80	タンザニア (TZ)	543	134	マレーシア (MY)	113							
\$23	エリトリア (ER)	559	\$81	チャド (TD)	528	135	ミクロネシア (FM)	626							
24	エルサルバドル (SV)	309	\$82	中央アフリカ (CF)	529	136	南アフリカ共和国 (ZA)	551							
25	削除	141	83	中華人民共和国 (CN) (香港地 域及びマカオ地域を除く。)	105	\$137	ミャンマー (MM)	122							
26	ガーナ (GH)	517	84	チュニジア (TN)	504	138	メキシコ (MX)	305							
27	カーボヴェルデ (CV)	522	85	チリ (CL)	409	139	モーリシャス (MU)	547							
28	ガイアナ (GY)	403	\$86	ツバル (TV)	624	\$140	モーリタニア (MR)	509							
29	カザフスタン (KZ)	153	\$87	トーゴ (TG)	518	\$141	モザンビーク (MZ)	545							
30	カナリー諸島地域 (CS)	523	88	トケラウ諸島地域 (TK)	608	142	モルディブ (MV)	126							
31	ガボン (GA)	531	89	ドミニカ (DM)	333	143	モルドバ (MD)	240							
32	カメルーン (CM)	527	90	ドミニカ共和国 (DO)	323	144	モロッコ (MA)	501							
\$33	ガンビア (GM)	511	91	削除	320	145	モンゴル (MN)	107							
\$34	カンボジア (KH)	120	92	トルクメニスタン (TM)	156	146	モンテネグロ (ME)	247							
\$35	ギニア (GN)	513	93	トルコ (TR)	234	147	モントセラト地域 (MS)	334							
\$36	ギニアビサウ (GW)	512	94	トンガ (TO)	614	148	ヨルダン (JO)	144							
37	キューバ (CU)	321	95	ナイジェリア (NG)	524	149	ヨルダン川西岸及びガザ地域 (WG)	158							
\$38	キリバス (KI)	615	96	ナミビア(NA)	550	\$150	ラオス (LA)	121							
39	キルギス (KG)	154	97	ニウエ島地域 (NU)	609	151	リビア (LY)	505							
40	グアテマラ (GT)	306	98	ニカラグア (NI)	310	\$152	リベリア (LR)	515							
41	クック諸島地域 (CK)	607	\$99	ニジェール (NE)	525	\$153	ルワンダ (RW)	526							
42	グルジア (GE)	157	100	ネパール (NP)	131	\$154	レソト (LS)	552							
43	グレナダ (GD)	329	\$101	ハイチ (HT)	322	155	レバノン (LB)	146							
44	クロアチア (HR)	241	102	パキスタン (PK)	124										
45	ケニア (KE)	541	103	パナマ (PA)	312										
46	コートジボワール (CI)	516	\$104	バヌアツ (VU)	611										
47	コスタリカ (CR)	311	105	パプアニューギニア (PG)	602										
\$48	コモロ (KM)	558	106	パラオ (PW)	628										
49	コロンビア (CO)	401	107	パラグアイ (PY)	411										
50	コンゴ共和国 (CG)	532	108	削除	319										
\$51	コンゴ民主共和国 (CD)	533	\$109	バングラデシュ (BD)	127										
\$53	サモア (WS)	610	\$110	東ティモール (TP)	128										
\$54	サントメ・プリンシペ (ST)	536	111	フィジー (FJ)	612										
\$55	ザンビア (ZM)	554	112	フィリピン (PH)	117										
\$56	シエラレオネ (SL)	514	\$113	ブータン (BT)	132										
\$57	ジブチ (DJ)	539													
58	ジブラルタル地域 (GI)	219													

- ・特恵受益国及び地域 151 (137ヶ国、14地域) (注) \$は、「特別特恵受益国 (LDC)」であることを示す (48ヶ国。)
- ・番号は暫定令別表第1の番号、国又は地域名の括弧内は国際規格 ISO の国又は地域名コード、符号は統計上の国名符号。

一般特惠に係る原産地の認定方法フローチャート



一般特惠原産地規則の平成 23 年度における改正

1. 繊維製品に関する原産地規則の緩和

(1) 繊維製品を自国関与制度の対象に

繊維製品（第 50 類から第 63 類まで）に自国関与制度を導入することで、我が国から輸出した製品については、品目別規則を適用する必要がなくなり、原産品としての資格が得やすくなる。輸入申告の際に、原産地証明書とともに、「原産地証明書に記載された物品の生産に使用された日本からの輸入原料に関する証明書」（関税暫定措置法施行規則別紙様式第 2）（所謂 ANNEX）を原産地証明書に添付しなければならない。

(2) ニット製品の品目別規則を 3 工程から 2 工程に

ニット製品（第 61.13 項を除く第 61 類の製品）に対し、現状は特惠受益国等で羊毛等の繊維等から製造する必要があるが、糸から製造する場合でも原産品となる。

(3) 繊維製品に僅少の非原産材料（デミニミス）の導入

繊維製品（第 50 類から第 63 類まで）に対し、これらの類の品目別規則を満たさない非原産材料が僅少（当該非原産材料の総重量が製品の総重量の 10%以下）である場合、当該非原産材料は、品目別規則の適用にあたって考慮しない。

2. 暫定規則別表に係る規定の明確化

規則別表の解釈という形で取り扱っていたものを規則別表に明記することで明確化を図った。

(1) 繊維製品に対する規則別表の適用対象原料の明確化

繊維製品（第 61 類から第 63 類まで）の製品に対して規則別表を適用する際、製品の生産に使用された材料であって第 50 類から第 63 類までの各類に分類されないものは繊維製品を含むか否かを問わず、考慮しないこととする。

(2) 規則別表の規定が非原産材料のみに適用されることを明記

規則別表を適用する際、非原産材料のみに適用するか否か明確でなかったところ、これを明確化した。

(3) 品目別規則の適用対象原料の明確化

規則別表の規定のうち、農産品に係る規定の多くは、製造の出発原材料について規定しており、規定されていない原材料の扱いについて、明確でなかったため、同別表の対象とする原材料を明確化した。

第 2 部

特恵関税適用に係る事務手続

1. 特恵原産地証明書の取得

(1) 様式（暫定規則第10条）

特恵関税の適用を受ける際に必要な原産地証明書の様式は、UNCTADでの合意に基づく国際的に統一されたものであり、この様式以外の原産地証明書では、特恵関税の適用は受けられない。

様式は暫定規則別紙様式第1（一般特恵原産地証明書様式A。以下「特恵原産地証明書」という。）において、次のように規定されている。

イ. 用紙は、一平方メートル当たりの重量が25グラム以上である上質紙（大きさは、JIS. A-4番）で、証券印刷の方法により緑色の彩紋を施したもの

ロ. 用語は、英語又はフランス語が使用可能

(2) 発給の時期（暫定令第27条第4項）

特恵原産地証明書の発給は、原則として、その証明に係る物品の「輸出の際」に行われたものでなければ有効なものとならない。ただし、輸出国における災害等により事後発給となった場合等、輸入の際に税関長が、やむを得ない特別の事由があると認める場合には、相当と認められる期間の事後発給も有効である。

「やむを得ない特別の事由」

暫定法基本通達

8の2—5 令第27条第4項《原産地証明書の有効性》に規定する「税関長がやむを得ない特別の事由があると認める場合」の意義及び取扱いについては、次による。

(1) 「特別の事由」とは、次の場合をいう。

イ. 輸出国における震災、風水害等の天災若しくは事変又は火災その他の人為的災害により、原産地証明書の発給申請を輸出時までに行うことができなかった場合

ロ. 令別表第1の改正により特恵受益国が追加指定された場合で、指定後6カ月以内において、当該特恵受益国の原産地証明書の発給体制が整備される以前に輸出せざるを得ない事情がある場合

ハ. 輸入者が輸出者に対して契約の際に原産地証明書の発給を受けるよう要求したが、輸出者が原産地証明書以外の証明書の発給を受け、若しくは正当な発給機関でない者が発給した証明書を取得し、又はその申請を失念したため発給が輸出後となった場合等、輸入者の責任によらない事情がある場合

ニ. その他これらに準ずる場合で税関長が真にやむを得ないと認めた場合

(2) なお、通常の輸出手続に要すると認められる期間内（輸出後10日程度の遅れ）に発給されたものは「輸出の際」に発給されたものとして取り扱って差し支えない。

(3) 発給機関（暫定令第27条第4項）

特恵原産地証明書は、原則として原産地の税関が発給したものでなければならない。ただし、原産地において税関が特恵原産地証明書を発給することとなっていない場合は、その発給権限を有するその他の官公署又は商業会議所、その他これに準ずる機関で、我が国の税関長が相当と認めるものが発給した特恵原産地証明書でなければならない。この場合発給の際に用いられているスタンプについては、その印影が我が国当局に登録済のものであることを確認する必要がある。

(4) 記載事項の確認等

イ. 第1欄（輸出者）は通常インボイス上の輸出者と一致しているが、例えば、系列会社が仲介している等により異なる場合は、メーカーズインボイス等、取引関係書類を確認する。（第2欄「輸入者」も同じ。）

ロ. 第3欄（輸送の手段及び経路）については、積替え等が行われていれば、積替地の国名、港名等が記入されているかを確認する。

ハ. 第4欄（公用欄）については、例えば特惠原産地証明書以外に自国関与等の証明書があれば、その発給番号の記入の有無、また紛失等の理由により再発行されたものである場合には「Duplicate」又は「Duplicata」の表示等がされているかを確認する。

ニ. 第8欄（原産地基準）は、貨物が輸出国の完全生産品である場合（非原産国の原材料の全てが我が国から輸出された物品であって、自国関与品としての手続きをしている場合、政令で指定する東南アジア諸国を一つの原産地として製造された物品であって、累積原産品としての手続きをしている場合を含む。）には“P”の表示、完全生産品ではないが、原産国の実質加工品と認められる場合は“W”の表示とHSの4桁番号が記入されることとなっている。

ホ. 第11欄（証明）の証明機関は、原産地の税関又はその発給権限を有する者として我が国に通報のあった機関に限定されている。

本欄に記入された発給日をもとに、事後発給か否かの判断や有効期間（発給の日から1年）の計算を行う。

(5) 特惠原産地証明書の記載内容の修正

特惠原産地証明書の記載内容について修正が行われている場合には、それぞれの修正箇所につき、その発給機関の登録印にて修正がされている等当該修正が正当に行われたことが明らかにされていなければならない。

なお、不備のある特惠原産地証明書の具体的取扱いについては、「原産地証明書の有効性の認定」（暫定法基本通達8の2-6）によること。

2. 原産地が明らかであると認めた物品の取扱い（暫定令第27条第1項第1号）

特惠原産地証明書は、輸入申告等⁸の際に提出しなければならない。しかし、税関長が物品の種類又は形状により原産地が明らかであると認めた物品（次頁参照）については、特惠原産地証明書の提出は不要である。

ただし、

(1) 特惠関税適用上特に問題があると認められる場合であって、仕入書等その他の書面により原産地を認定できない場合

(2) 自国関与品に係るもの、累積原産品に係るもの及び非原産国を経由して本邦へ向けて運送されたもの（暫定令第31条第3項に規定する書類の提出がある場合を除く。）

は本取扱いの対象から除かれている。

なお、下記3（少額貨物に係る特惠原産地証明書の取扱い）との併用はできないので留意すること。

⁸ 輸入申告等：IS、IM、IA承認申請を含む。

原産地が明らかであると認めた物品の関税率表の番号

第 04.10 項	第 06.04 項	第 07.06 項	第 07.09 項◎	第 08.01 項	第 08.02 項◎
第 08.03 項	第 08.04 項◎	第 08.07 項◎	第 09.01 項	第 09.02 項◎	第 09.04 項
第 09.07 項	第 09.08 項	第 09.09 項	第 09.10 項◎	第 12.11 項◎	第 13.02 項
第 14.04 項	第 15.05 項	第 15.16 項	第 15.17 項※	第 15.18 項	第 15.20 項
第 22.01 項	第 22.03 項	第 25.09 項	第 25.13 項	第 25.20 項	第 25.23 項
第 27.01 項	第 27.04 項	第 27.07 項	第 27.12 項	第 27.13 項	第 28.01 項
第 28.03 項	第 28.06 項	第 28.07 項	第 28.08 項	第 28.09 項	第 28.11 項
第 28.12 項	第 28.13 項	第 28.14 項	第 28.16 項	第 28.17 項	第 28.18 項
第 28.19 項	第 28.20 項	第 28.21 項	第 28.23 項	第 28.24 項	第 28.26 項
第 28.28 項	第 28.29 項	第 28.30 項	第 28.31 項	第 28.32 項	第 28.34 項
第 28.35 項	第 28.37 項	第 28.39 項	第 28.41 項	第 28.42 項	第 28.47 項
第 28.48 項	第 28.50 項	第 28.52 項※	第 28.53 項	第 29.01 項	第 29.03 項
第 29.04 項	第 29.07 項	第 29.08 項	第 29.09 項	第 29.10 項	第 29.11 項
第 29.12 項	第 29.13 項	第 29.14 項	第 29.15 項	第 29.16 項	第 29.19 項
第 29.20 項	第 29.21 項	第 29.23 項	第 29.24 項	第 29.25 項	第 29.27 項
第 29.28 項	第 29.29 項	第 29.30 項	第 29.35 項	第 29.38 項	第 29.42 項
第 32.01 項	第 32.02 項	第 32.04 項	第 32.07 項	第 32.09 項	第 32.11 項
第 32.12 項	第 32.15 項	第 33.03 項	第 33.04 項	第 33.05 項	第 33.06 項
第 33.07 項	第 34.03 項	第 34.04 項	第 34.05 項	第 34.06 項	第 35.01 項
第 35.04 項	第 35.06 項	第 35.07 項	第 36.01 項	第 36.02 項	第 36.03 項
第 36.05 項	第 37.03 項	第 37.07 項	第 38.02 項	第 38.05 項	第 38.21 項
第 38.23 項	第 39.05 項	第 39.07 項	第 39.08 項	第 39.09 項	第 39.10 項
第 39.12 項	第 39.13 項	第 39.15 項	第 39.22 項	第 39.23 項	第 39.24 項
第 39.25 項	第 39.26 項	第 40.03 項	第 40.05 項	第 40.06 項	第 40.07 項
第 40.08 項	第 40.09 項	第 40.10 項	第 40.16 項	第 43.01 項	第 43.04 項
第 48.02 項	第 48.03 項	第 48.04 項	第 48.05 項	第 48.06 項	第 48.07 項
第 48.08 項	第 48.09 項	第 48.10 項	第 48.11 項	第 48.16 項	第 48.17 項
第 48.18 項	第 48.19 項	第 48.20 項	第 48.21 項	第 48.22 項	第 48.23 項
第 63.09 項	第 65.01 項	第 65.02 項	第 65.05 項※	第 65.06 項	第 65.07 項
第 66.02 項	第 67.01 項	第 68.04 項	第 68.05 項	第 68.11 項	第 68.12 項
第 68.13 項	第 69.02 項	第 69.03 項	第 69.05 項	第 69.07 項	第 69.08 項
第 69.11 項	第 69.12 項	第 69.13 項	第 71.14 項	第 79.07 項※	第 80.01 項
第 80.07 項※	第 82.11 項	第 82.13 項	第 82.14 項	第 82.15 項	第 83.01 項
第 83.02 項	第 83.04 項	第 83.06 項	第 83.08 項	第 83.09 項	第 83.11 項
第 94.05 項	第 94.06 項	第 95.03 項※	第 95.04 項	第 95.05 項	第 95.06 項
第 95.07 項	第 96.02 項	第 96.04 項	第 96.07 項	第 96.13 項	第 96.15 項
第 96.16 項					

項番号に※のついた項は、以下の物品のみを指定する。

- ・ 第 15.17 項のうち、第 1517.90 号の 1 の (1)、第 1517.90 号の 2 の (1) に掲げる物品
- ・ 第 28.52 項のうち、水銀の炭化物又はオルガノインオルガニック化合物以外の物品
- ・ 第 65.05 項のうち、フェルト製の帽子以外の物品
- ・ 第 79.07 項のうち、第 7907.00 号の 2 に掲げる物品
- ・ 第 80.07 項のうち、第 8007.00 号の 4 に掲げる物品
- ・ 第 95.03 項のうち、第 9503.00 号の 1 に掲げる物品

項番号に◎のついた項のうち、特別特惠受益国を原産地とする以下に掲げる輸入統計品目番号の物品については、特惠原産地証明書の提出を要するものとする。

0709. 30-000	0709. 51-000	0709. 59-020	0709. 59-090	0709. 60-010
0709. 60-090	0709. 90-010	0709. 90-099	0802. 31-000	0802. 32-000
0802. 40-000	0802. 90-900	0804. 30-010	0807. 11-000	0807. 19-000
0902. 10-000	0902. 20-200	0902. 30-090	0902. 40-220	0910. 10-100
1211. 40-000	1211. 90-600			

なお、中国産のもので、第14.04項のうちさるとりいばらについては、別途事務連絡で通知されているとおり、特惠原産地証明書を提出させることとしているので留意されたい。

3. 少額貨物に係る特惠原産地証明書の取扱い（暫定令第27条第1項第2号及び第2項）

特惠関税適用物品については、輸入申告等に際し、特惠原産地証明書を税関に提出しなければならない。

しかし、課税価格（数量を課税標準として関税を課する物品にあつては、関税定率法第4条から第4条の8まで（課税価格の計算方法）の規定に準じて算出した価格）の総額が20万円以下の物品の原産地については、当該物品の種類、商標又は仕入書その他の書類に記載されている原産地に関する事項により認定することとなっている（前記2（原産地が明らかであると認めた物品の取扱い）との併用はできないので留意すること。）。

4. 特惠原産地証明書の提出猶予の取扱い（暫定令第28条）

特惠原産地証明書は、輸入申告等の際に提出しなければならないが、災害その他やむを得ない理由によりその際に提出することができないことについて税関長の承認を受けたとき、又はその際に提出することができないことについて、輸入許可前貨物引取り承認を受けることを条件として税関長の承認を受けたときは、この限りではないとされている。

(1) 「災害その他やむを得ない理由」とは、次のいずれかの場合をいう。

イ. 震災、風水害等の天災若しくは事変又は火災その他の人為的災害で輸入者の責任によらないもの及びこれに準ずる理由による場合

ロ. 特惠受益国等が追加指定された場合で、指定後6か月以内において当該特惠受益国等の特惠原産地証明書の発給体制が整備される以前に輸出せざるを得ない事情がある場合

(2) 輸入許可前貨物引取りの承認を受けることを条件として税関長の承認を受けられる貨物は、政令により特惠関税の適用が停止された物品以外の物品とする。（なお、特別特惠受益国の原産品については、第1部の4.(4)参照のこと。）

第 3 部

特 恵 関 税 実 務 事 例 編

索引

I. 特恵原産地証明書の様式等	23
1. 特恵原産地証明書の様式・規格	
2. 税関の証明印が押印されている場合	
3. 正規発給機関により押印された未登録印影	
4. 発給国税関の証明印脱落の場合	
5. 品目欄に記載しきれない場合	
6. COPYと表示されている特恵原産地証明書	
7. 正規発給機関でない者が証明した特恵原産地証明書	
8. 従来と異なる原産地基準符号の証明書	
9. 特恵原産地証明書に手書きで記入されている場合	
II. 原産地認定基準	26
【実質加工基準】	26
10. 領海内で採捕された水産物の特恵原産地証明書	
11. 公海で採捕された水産物の特恵原産地証明書	
12. 項の変更を伴わない加工・製造	
13. 輸入したまぐろから製造した調製品に対する特恵関税の適用	
14. 非原産国でボイル又は塩もみした「タコ」	
15. 項の変更があっても原産品としての資格が与えられない加工	
16. 非原産品の毛皮を裏張り加工したコート	
17. 非原産品のニッケルマットを精錬した高純度ニッケル	
18. シート状に切断した銅はく	
19. 加工賃が含まれている製品の非原産品割合	
20. 原材料を産出しない国の“P”表示	
21. 再輸出貨物を原材料とした製品	
22. 輸入したゴムを塗布した綿製テントの実質加工基準	
23. 「ろうけつ染めした綿織物」に係る証明	
24. 化学的変換を経て生成される物品に係る実質加工基準	
25. 中古衣類（ジーンズ）に対する特恵関税の適用	
26. 非原産国産品が少量である場合	
参考 原産地認定に注意を要するもの（19.05-（2）の一般特恵適用）	
【自国関与】	32
27. 日本から輸出した物品を原材料とした製品の自国関与手続	
28. ビーズ玉を輸出し、糸通しした後輸入する場合	
29. 積戻し品における自国関与扱い	
30. 日本から板ガラスを輸出し、合わせガラスとして輸入する場合	
31. 自国関与例外品目で、実質加工基準を満たしている場合	

- 3 2. 自国関与品の簡単な作業
- 3 3. 原産品としての資格が与えられない加工
- 3 4. 保税工場で染色、裁断加工後、積み戻した貨物を原材料とした場合
- 3 5. 製造者を変更した製品
- 3 6. 輸入後、再輸出した貨物を原材料とした製品
- 3 7. 第三国に輸出した原材料を使用した製品
- 3 8. 一般特惠税率とE P A税率が併存する場合

【累積原産地制度】 3 6

- 3 9. 東南アジア諸国で積替えが行われた場合

III. 運送要件 3 7

- 4 0. 非原産国で積み替える場合の運送条件
- 4 1. 運送要件証明書の様式
- 4 2. 輸出者が作成した運送要件証明書
- 4 3. 輸出者が所在する非原産国で積み替えられた場合
- 4 4. 複合一貫輸送の場合
- 4 5. 非原産国に誤送された貨物
- 4 6. 非原産国での積替え時に検品を行った場合
- 4 7. 非原産国でドラム缶に小分けした場合
- 4 8. 非原産国において展覧会に出品した場合
- 4 9. 少額貨物の運送要件

IV. 仲介貿易 4 0

- 5 0. 非原産国に居住する仲介者が輸出者となっている場合
- 5 1. 輸入者欄に外国の法人名が記載されている特惠原産地証明書
- 5 2. 輸出者名が相違する特惠原産地証明書

V. 特惠原産地証明書の発給日 4 2

- 5 3. 「輸出の際」
- 5 4. 特惠原産地証明書を紛失した場合のコピー
- 5 5. 新たに特惠受益国に指定された場合
- 5 6. 一契約の貨物について、特惠原産地証明書を一括申請したが、貨物は分割して船積みされる場合

【事後発給】 4 3

- 5 7. 特惠受益国の事情により原産地証明書が事後発給となる場合
- 5 8. 貨物の到着後に特惠原産地証明書を要求した場合
- 5 9. 通常の輸出手続に要すると認められる期間を過ぎて発給された特惠原産地証明書
- 6 0. 貨物到着後に発給された特惠原産地証明書
- 6 1. 正当な発給機関への再申請により事後発給となった特惠原産地証明書
- 6 2. 船積み前にレターにより“FORM A”を要求していた場合
- 6 3. 船積み日の1か月以上後に発給された特惠原産地証明書

- 64. 日本において展示された物品について売買契約が成立し、特惠原産地証明書を要求した場合
- 65. 契約時に“FORM A”等の要求を明記していなかった場合

【事前発給】	46
66. 船積みの日より1か月前に発給された特惠原産地証明書	
67. 申請日の前日に発給された特惠原産地証明書	
VI. 特惠原産地証明書の提出猶予	47
68. 特惠原産地証明書が貨物到着後に届く場合の提出猶予	
69. COPYと表示されている特惠原産地証明書の提出猶予	
VII. 特惠原産地証明書の有効期間	48
70. 貨物を積載した船舶が故障した場合の有効期間	
71. 貯蔵の都合により、取得後1年を経過した特惠原産地証明書	
VIII. 少額貨物	49
72. 暫定令第27条における「課税価格の総額」	
73. インボイス単位の仕分けにより少額となる場合	
74. オーバーカーゴにより20万円超となる貨物	
75. 分割により20万円以下となる貨物	
76. 基本税率と少額特惠を併用する貨物	
77. 原産地が明らかであると認めた物品と少額貨物	
78. 非原産国において運送上の理由により積み替えられた少額貨物	
79. 同一輸入者に係る少額扱いによる2件の輸入申告	
80. 自国関与品の少額扱い	
IX. 特惠原産地証明書の記載不備	53
81. 特惠原産地証明書が白塗修正液で訂正されている場合	
82. 貼付用紙への登録印が脱落している場合	
83. REFERENCE No. が脱落している場合 (第4欄)	
84. 添付証明書の番号が記載されていない場合 (第7欄)	
85. 記載品名に不備がある場合 (第8欄)	
86. 原産地基準表示が“Y”の場合	
87. 原産地基準表示が“W”のみでHS番号が記載されていない場合	
88. 記載税番と適用税番が相違している場合(その1)	
89. 記載税番と適用税番が相違している場合(その2)	
90. 包装用資材に非原産材料を使用した場合の原産地証明書の原産地基準表示 (第9欄)	
91. バラ積み貨物(バルク貨物)の数量が合致しない場合	

(第10欄)

92. インボイスの日付が脱落している場合

(第11欄)

93. 署名権者の署名が脱落している場合

94. 発給日が記載されていない場合

X. その他..... 57

95. 特惠原産地証明書提出省略物品

96. 代替品に係る特惠原産地証明書

97. クレーム品に係る特惠原産地証明書

98. 契約数量の不足分が別便で送付されてきた場合の特惠原産地証明書

99. ショート通関後に到着済が判明した場合

100. ICとISの同時申告

101. 保税転売貨物に係る特惠関税の適用

I. 特恵原産地証明書の様式等

1. 特恵原産地証明書の様式・規格

【問】特恵原産地証明書の用紙に緑色の彩紋があるが、紙が粗製で規格よりやや大きい。有効なものとして認められるか。

【回答】認められる。

【理由】様式規定の趣旨は改ざん防止であり、砂消しゴム等により消したのち、改ざんしても一見して識別できる程度の規則正しい有色（緑色以外でも可）の図柄が印刷してあれば、有効なものとして取り扱って差し支えない。

また、大きさについては、財務省規則で定められているので、これにより取り扱う。ただし、規則で定められた様式でない場合は原産国等の事情もあると思われるので、事前に業務部原産地規則担当部門に相談されたい。

【関係法令】様式：暫定規則第10条第1項、別紙様式第1

【参考等】証券印刷の方法により彩紋を施す。規格はA4版。

2. 税関の証明印が押印されている場合

【問】特恵受益国のA国は従来丸形の税関印を使ってきたが、今回のものは角形のものである。印影の中にはCUSTOMSという文字が読みとれるので、認めてよいか。

【回答】認められる。

【理由】A国は丸形の税関印を通報してきているが、通報済のものとは異なる印影であっても税関印と認められれば、有効なものとして取り扱って差し支えない。

【関係法令】暫定令第27条第4項、暫定法基本通達8の2-6（1）

【参考等】主な言語による税関の表現

CUSTOMS	（英語）	DOUANE	（フランス語）
ADUANA	（スペイン語）	DOGANA	（イタリア語）
ZOLL	（ドイツ語）	Таможня	（ロシア語）
ALFANDEGAS	（ポルトガル語）		
ALJAMREK	（アラビア語）		
GUMUKLER	（トルコ語）		
MUITINE	（リトアニア語）		

3. 正規発給機関により押印された未登録印影

【問】特恵受益国であるA国の特恵原産地証明書の印影が登録されているものと異なるが、処理はどうしたらよいか。

【回答】下記の要領による。

1. 税関（CUSTOMS, DOUANE等）の表示のあるもの・・・有効

2. その他のもの・・・原則として認めないが、未登録印影等の判断について疑義のある場合は業務部原産地規則担当部門に照会すること。

【関係法令】暫定令第27条第4項、暫定法基本通達8の2-5の2、8の2-6（1）なお書き

4. 発給国税関の証明印脱落の場合

（問）特恵受益国であるA国発給の特恵原産地証明書は、手書きによる署名及び日付のみで印影がなく、税関の証明であることが確認できない。有効な特恵原産地証明書として認められるか。

【回答】認められない。

【理由】税関の証明であることが確認できない以上、有効とはいえない。

【関係法令】暫定令第27条第4項、暫定法基本通達8の2-5の2、8の2-6（1）

5. 品目欄に記載しきれない場合（2枚目の用紙、印）

（問）品目数が多いので、品目欄（第7欄）に記載しきれない場合の取扱いはどうしたらよいか。

【回答】特恵原産地証明書の様式（FORM A）を必要枚数用いること。

やむなく、アタッチシートを用いる場合は特恵原産地証明書との割印（特恵原産地証明書に押印されている印と同じもの）を押すこと。アタッチシートへの押印は、原則割印によるものとするが、割印でないものであっても、一枚目の特恵原産地証明書に押印されている印が各々のアタッチシートに押印されており、アタッチシートと一枚目の特恵原産地証明書とのつながりが明らかであれば有効と認められる。

【参考等】第7欄には、特恵関税対象品目すべてが記載されていることが必要。

6. COPYと表示されている特恵原産地証明書

（問）特恵原産地証明書用紙に緑色の彩紋があり、印影もあるが、右上側にCOPYと印刷されている。この場合でも特恵関税の適用が認められるか。

【回答】認められない。

【理由】特恵関税の適用を受けるためには、特恵原産地証明書が最も重要な書類である。したがって、COPYを有効な証明書として取り扱うことはできない。

【参考等】特恵原産地証明書は原本であることが必要。

7. 正規発給機関でない者が証明した特恵原産地証明書

（問）特恵受益国であるA国の漁船が公海で採捕した魚類を日本へ輸出する場合、本国からの特恵原産地証明書の送付が時間的に不可能な場合がある。この場合、A国の在日領事館が証明すれば特恵関税の適用が認められるか。

【回答】認められない。

【理由】特恵原産地証明書の発給機関は、原則として原産地の税関とされているが「特恵原産地証明書の発給につき権限を有するその他の官公署又は商工会議所その他これに準ずる機関で、税関長が適当と認めるもの」が発給したのも有効な特恵原産地証明書として認めることとされている。その場合には、

各特惠受益国等の特惠原産地証明書発給機関として、財務省関税局に通報のあった機関であることが必要である。

なお、現在まで在日領事館が発給機関となっている事例はないことから、在日領事館が証明しても特惠関税の適用は受けられない。

【関係法令】 暫定令第 27 条第 4 項

8. 従来と異なる原産地基準符号の証明書

(問) 特惠受益国である A 国産「塩蔵うに」の特惠原産地証明書第 8 欄は、従来「P」表示であったが、塩は日本産品を使用しているとして「W」に変更となった。当該証明書は有効なものとして認められるか。

【回答】 認められる。

【理由】 日本産の塩を原材料の一部として使用していることから「W」となったものであり、「うに」が A 国の原産品であれば規則を満たし、特惠適用上の問題はないため、当該原産地証明書は有効と認められる。

【関係法令】 税関様式関係通達集 II 記載要領及び留意事項、税関様式 P-8210 (Certificate of Origin)

9. 特惠原産地証明書に手書きで記入されている場合

(問) 特惠受益国の A 国から亜麻糸を輸入するに当たって、輸出者から手書きの特惠原産地証明書 (FORM A) が送付されてきた。有効な特惠原産地証明書として認められるか。

【回答】 記載内容及び証明印が有効であれば認められる。

【理由】 特惠原産地証明書の様式は、関税暫定措置法施行規則第 10 条及び別紙様式第 1 に、用紙の質・形式・用語について規定されているが、手書きを認めない旨の規定はされていない。

当該特惠原産地証明書の記載内容及び証明印が有効であれば、当該特惠原産地証明書は有効なものとして取り扱って差し支えない。

【関係法令】 様式：暫定規則第 10 条第 1 項、別紙様式第 1

II. 原産地認定基準

【実質加工基準】

10. 領海内で採捕された水産物の特惠原産地証明書

（問）特惠受益国であるA国籍船舶により、特惠受益国であるB国の領海内で採捕された魚類はA、Bいずれの国の特惠原産地証明書を取得すれば特惠関税の適用が認められるか。

【回答】B国の特惠原産地証明書を提出すれば認められる。

【理由】領海内で採捕されたものについては、用船の有無及び船舶の所属いかんにかかわらず、当該沿岸国をもって原産地とする物品と認められる。

【関係法令】暫定規則第8条

【参考等】領海は一の国又は地域に含まれる。

11. 公海で採捕された水産物の特惠原産地証明書

（問）乗組員全員が特惠受益国であるA国の国民で構成されているB国籍の船舶が公海で採捕した魚類をC国で積み替え日本へ輸出した。特惠原産地証明書はA国の発給機関により発給されたものであるが、特惠関税の適用は認められるか。

【回答】認められない。

【理由】一の国又は地域の船舶により公海で採捕された水産物は、暫定規則第8条第6号により完全生産品とされているが、「一の国又は地域の船舶」とは暫定法基本通達8の2-3（2）により、同イ～ホの要件のすべてに該当する船舶とされており、本事例は当該船舶がA国に登録されていない等この要件を満たしていないため、A国の船舶と認められないことになる。

したがって、A国の発給機関が発給した特惠原産地証明書は有効なものとはいえず特惠関税の適用は受けられない。

【関係法令】暫定規則第8条第6号、暫定法基本通達8の2-3（2）

【参考等】公海で採捕された魚類の原産地は、採捕した船舶の国籍等に注意する必要がある。

12. 項の変更を伴わない加工・製造

（問）釣針をA国から特惠受益国であるB国に輸出し、さびきの仕掛けに加工して輸入する。B国の特惠原産地証明書を提出すれば特惠関税の適用は認められるか。

【回答】認められない。

【理由】釣針も、その仕掛けも第95.07項に該当する。第95.07項は暫定規則別表（第9条関係）に掲載されていないため、製品の該当する関税定率法別表の項が当該製品の原料又は材料の該当する同表の項と異なることとなる加工又は製造であれば実質加工品として認められる（暫定規則第9条第1項本文）。

したがって、原材料（釣針）と製品（仕掛け）との間に項の変更がないことから実質加工基準による特惠関税の適用は受けられない。

【関係法令】 暫定規則第9条第1項及び同別表

【参考等】 原則として、項の変更がない場合には実質加工品に該当せず、原産品として認められない。

13. 輸入したまぐろから製造した調製品に対する特惠関税の適用

(問) A国産のラウンドの冷凍まぐろ(第03.03項)を、特惠受益国のB国でフィレ(第03.04項)に加工し、更に最終的に魚の調製品(缶詰等、第16.04項)を製造した場合、B国で発給された特惠原産地証明書を提出すれば特惠関税の適用は認められるか。

【回答】 認められない。

【理由】 B国で行われている非原産材料であるA国産の第3類の物品に対する加工は、暫定規則別表(第9条関係)の下欄に掲げる条件を満たさない。

【関係法令】 暫定規則第9条第1項及び同別表

【参考等】 第16類(2)の暫定規則別表(第9条関係)下欄の条件: 第1類、第2類、第3類、第5類又は第16類に該当する物品以外の物品からの製造

14. 非原産国でボイル又は塩もみした「タコ」

(問) 特惠受益国のA国を原産国とする「タコ」について、①特惠受益国のB国でボイルして輸入するが、B国発給の特惠原産地証明書により特惠関税の適用は認められるか。
また、②B国で塩もみして輸入する場合は、A国の特惠原産地証明書により特惠関税の適用は認められるか。

【回答】 ①②いずれも認められない。

【理由】 ① B国でボイル加工された第16類に分類される当該「タコ」は、暫定規則別表の条件(第9条第1項関係)下欄を満たさないため。

② B国で行う塩もみは、暫定令第31条第1項第2号又は第3号に掲げる取扱い以外の取扱いであるため。

【関係法令】 暫定規則第9条第1項及び同別表、暫定令第31条第1項第2号及び第3号

【参考等】 第16類(2)の暫定規則別表(第9条関係)下欄の条件: 原産品である第1類又は第3類に該当する物品からの製造

15. 項の変更があっても原産品としての資格が与えられない加工

(問) 特別特惠受益国であるA国からなめした牛革(第41.04項)を輸入する。
原皮(第41.01項)はB国から輸入したものである。A国の原産品として特惠関税の適用は認められるか。

【回答】 認められない。

【理由】 第41.04項は暫定規則別表(第9条関係)下欄の条件によると、第41.01項に該当する物品からの製造は原産品としての資格を与えないこととなっているので、特惠関税の適用は認められない。

【関係法令】 暫定規則第9条及び同別表

【参考等】 項の変更がある加工であっても原産品と認められない場合もあることに留意する。

16. 非原産品の毛皮を裏張り加工したコート

【問】 特恵受益国であるA国においてコート（第43.03項）を縫製し、それにB国から輸入したビーバーの毛皮（第43.02項）を裏張りしたものを、A国から輸入する予定である。特恵関税の適用は認められるか。

【回答】 認められない。

【理由】 対応する暫定規則別表（第9条関係）の下欄に掲げる条件を満たさない。

【関係法令】 暫定規則第9条及び同別表

【参考等】 第43.03項の暫定規則別表（第9条関係）下欄の条件：第43.02項又は第43.03項に該当する物品以外の物品からの製造

17. 非原産品のニッケルマットを精錬した高純度ニッケル

【問】 特恵受益国のA国から輸入するニッケル（第75.02項、純度95%）は、B国で生産したニッケルマット（第75.01項、純度75%）をA国において純度95%に精錬したものであるが、特恵関税の適用は認められるか。

【回答】 認められない。

【理由】 本品は、第75.01項に該当する物品からの製造であり、暫定規則別表（第9条関係）の下欄に掲げる条件を満たさない。

【関係法令】 暫定規則第9条及び同別表

【参考等】 第75.02項の暫定規則別表（第9条関係）下欄の条件：第75.01項又は第75.02項に該当する物品以外の物品からの製造

18. シート状に切断した銅はく

【問】 日本で生産したロール状の銅はく（長尺 第74.10項）を特恵受益国であるA国に輸出し、片面に接着剤を塗布しシート状に切断加工（第74.10項）して輸入する場合、特恵関税の適用は認められるか。

【回答】 認められない。

【理由】 暫定規則別表（第9条関係）の下欄に掲げる条件を満たさない。

【関係法令】 暫定規則第9条及び同別表

【参考等】 第74.10項の暫定規則別表（第9条関係）下欄の条件：第74.07項から第74.10項までに該当する物品以外の物品からの製造

なお、自国関与制度を利用し、ANNEXを取得した場合には、特恵関税の適用が受けられる。

19. 加工賃が含まれている製品の非原産品割合

【問】 使用した非原産品の価格割合により加工基準が定められている場合、非原産品割合を算出する際の製品価格には加工賃を加算して算出することとなるか。

【回答】 暫定規則別表（第9条関係）中の「備考」によれば、非原産品割合とは、「原料又は材料として使用された非原産品の価格（特恵受益国に輸入される際の課税価格）が生産された物品の価格（特恵受益国から輸出される際の本船甲板渡し価格）のうちに占める割合」とされている。したがって、非原

産品割合は、加工賃等を加えた製品価格により算出することとなる。

【関係法令】 暫定規則別表（第9条関係）備考

20. 原材料を産出しない国の“P”表示

（問） 特惠受益国のA国から、アルミニウムの線（第76.05項）を輸入したが第8欄の原産地基準が“P”（完全生産品）となっている。A国ではアルミニウムの原料となるボーキサイトは産出しないと聞いているが当該特惠原産地証明書は無効か。

【回答】 無効とはいえない。

【理由】 アルミニウムの原料であるボーキサイトの産出がなくても、缶等のスクラップからアルミニウムの線を製造することも可能であるので、“P”表示であることのみをもって直ちに無効とは言えない。

【関係法令】 暫定規則第8条第8号、第9号及び第10号

21. 再輸出貨物を原材料とした製品

（問） 特惠受益国であるA国産の毛糸（羊毛から製造したもの）を日本に輸入し、染色後、A国へ再輸出したものを原材料として製造したセーター（第61類）は、A国産品として特惠関税の適用は認められるか。

【回答】 自国関与扱いの手続きを行うことにより認められる。

【理由】 セーター（第61類）の暫定規則別表（第9条関係）の下欄に掲げる条件は「紡織用繊維の糸からの製造」と規定されており、セーター（第61類）は、自国関与例外品目ではないことから、自国関与基準の適用による特惠関税の適用は受けられる。

【関係法令】 暫定規則第9条及び同別表、暫定令第26条第2項及び同別表第2

【参考等】 自国関与扱いの場合は特惠原産地証明書（FORM A）とANNEXの提出が必要。

【参考等】 暫定法第8条（加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税）適用の可能性もある。別途担当部門に相談すること。

22. 輸入したゴムを塗布した綿製テントの実質加工基準

（問） 特惠受益国のA国において、繊維から製造した綿製テントに、B国から輸入した液状ゴム（第40.01項）を防水・補強用として塗布した製品（第63.06項）を日本に輸入する。特惠原産地証明書が発給され第8欄が“W”となっているが、このような場合、特惠関税の適用は認められるか。

【回答】 認められる。

【理由】 暫定規則別表（第9条関係）の下欄にある「化学品」は第28類から第39類までの紡織用繊維の製造の用に供するものである。よって、テントに塗布する液状ゴム（第40.01項）について考慮する必要はない。

【関係法令】 暫定規則第9条及び同別表

【参考等】 第63類（第63.08項及び第63.09項の物品を除く）の暫定規則別表（第9条関係）下欄の条件：化学品、第47.01項から第47.06項まで若しくは第50.01項に該当する物品、紡織用天然繊維（生糸を除く。）、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造

23. 「ろうけつ染めした綿織物」に係る証明

【問】 A社は特惠受益国のB国からろうけつ染めした綿織物（第52.08項）（生機から製造し、手工業によりろうけつ染めしたもの）を輸入することになったが、特惠関税の適用を受けるためにはどのような証明書の提出が必要か。

【回答】 生機から製造し、ろうけつ染めした綿織物については、手工業によりろうけつ染めしたもののみ特惠関税の適用が可能である。

このため、特惠関税の適用に当たっては、特惠原産地証明書と共に、原産国の政府又はその代行機関により証明されていることを証する書類（税関様式P-8240）を、輸入申告等の際に税関に提出する必要がある。

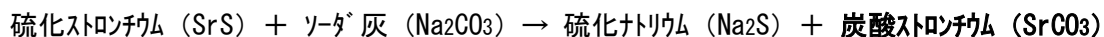
【関係法令】 暫定法基本通達8の2-1（1）へ（ろうけつ染めした綿織物に関する確認）

【参考等】 少額貨物で、特惠原産地証明書の提出が必要ない場合でも当該証明書は必要。

第52.08項（1）ろうけつ染めしたものの暫定規則別表（第9条関係）下欄の条件：生機からの製造

24. 化学的変換を経て生成される物品に係る実質加工基準

【問】 特惠受益国のA国から、同国原産の硫化ストロンチウム（第2830.90号）にB国原産のソーダ灰（第2836.20号）を加え化学反応によって製造（分離・抽出）した炭酸ストロンチウム（第2836.92号）を輸入する。当該物品について、特惠関税の適用は認められるか。



【回答】 認められない。

【理由】 ソーダ灰は、触媒（助剤）として使用される場合には、産品に残存しないことから、その原産地を考慮しないことが適切と解される。

しかしながら、輸入貨物である炭酸ストロンチウムは、硫化ストロンチウムとソーダ灰の化学的変換を経て生成されることから、当該ソーダ灰は触媒（助剤）ではなく、暫定規則第9条に規定する原材料である。当該炭酸ストロンチウムの該当する関税率表の項と非原産国の原材料であるソーダ灰の該当する同表の項が同一であることから、その製造は、同規則第9条に規定する「実質的な変更を加える加工又は製造」には該当しない。

【関係法令】 暫定規則第9条

【参考等】 実質加工基準の要件が暫定規則別表に記載されていない物品については、同規則第9条第1項本文にあるとおり、原材料又は材料の該当する項と異なることとなる加工・製造が行われていなければならない。すべての「非原産材料」について、その基準を満たす必要がある。

25. 中古衣類（ジーンズ）に対する特惠関税の適用

【問】 A国で製造された新品の男性用ジーンズ（第62.03項）を特惠受益国のB国へ輸出し、B国にて使用され中古衣類となったもの（第63.09項）を日本に輸入する。当該品について、特惠関税の適用は認められるか。

なお、本品は「原産地が明らかであると認めた物品」に該当することから特惠原産地証明書の提出は省略される。

【回答】認められない。

【理由】第6309.00号に分類される物品は、暫定規則別表（第9条関係）に掲げられていないことから、使用原料と加工後の製品との間に項の変更があれば、製品の製造された国の原産品と認められる。

本件の場合、ジーンズをはく（使用する）ことにより項の変更は生じているが、「使用」は加工及び製造のどちらにも該当しない。したがって、B国原産品と認められず特惠関税の適用を受けることができない。

なお、「原産地が明らかであると認めた物品」であっても実質加工基準を考慮する。

【関係法令】暫定規則第9条及び同別表

26. 非原産国産品が少量である場合

（問）特惠受益国のA国において、A国産の酵素（第35.07項 重量割合92%）とB国産の酵素（第35.07項 重量割合8%）を使用し、化学構造の異なる酵素（第35.07項）を製造した。当該加工については、実質加工基準（項の変更）は満たさないが、使用したB国産の酵素の量は、A国産の酵素の量と比べて少量である。この場合、特惠関税の適用は認められるか。

【回答】認められない。

【理由】製品の分類される第35.07項は暫定規則別表（第9条関係）に記載がないので、原産品としての資格を与えるためには、非原産材料と生産された物品との間に項の変更が生じていなければならない。本件において、B国産の酵素はA国産の酵素より少量であるが、製品の項（第35.07項）と非原産材料の項との間に項の変更が生じていないことから特惠関税の適用は受けられない。

【関係法令】暫定規則第9条

参考 原産地認定に注意を要するもの（19.05-(2)の一般特惠適用)

（問）特惠受益国のA国に、B国産の小麦（第10類、非原産材料）を輸入し、小麦粉を製造し、トルティーヤ（小麦粉調製品、19.05項）を製造した。トルティーヤ（小麦粉調製品）に対する品目別規則は、19.05項（2）の「第11類又は第19類に該当する物品以外の物品からの製造」であるが、この場合、トルティーヤ（小麦粉調製品、19.05項）は一般特惠関税制度上の原産品と認められるか。

【回答】認められる。

【理由】19.05項（2）（暫定規則別表（第9条関係）下欄の条件は「第11類又は第19類に該当する物品以外の物品からの製造」であり、当該規則は、非原産材料材料である小麦（第10類）を特惠受益国に輸入し、これから小麦粉調製品を製造することを許容しているので、一般特惠上の原産品と認められる。なお、この考え方は、19.05項（2）に限定したものであり、他の事例等に拡大してはならない。

【関係法令】暫定規則第9条及び同別表

【自国関与】

27. 日本から輸出した物品を原材料とした製品の自国関与手続

【問】 特恵受益国等において、日本から輸出された物品をその原料又は材料の全部又は一部として物品が生産された場合の特恵関税の適用に際しては、必ず自国関与の手続が必要か。

【回答】 原産地の認定に当たっては、日本から輸出された原材料を当該特恵受益国等の原産品とみなさなければ、特恵受益国等の原産品と認められない場合にのみ自国関与の手続をすればよい。つまり、日本から輸出した原材料を非原産品として取り扱ったとしても当該特恵受益国等の原産品と認められる加工が行われている場合には、自国関与の手続きを行う必要はない。

【関係法令】 暫定規則第9条及び同別表、暫定令第26条第2項及び同別表第2

28. ビーズ玉を輸出し、糸通しした後輸入する場合

【問】 日本からビーズ玉（第70.18項）を特恵受益国等へ輸出し、これに糸通しした後、輸入した。ANNEXを取得し自国関与扱いの手続をしているが、特恵関税の適用は認められるか。

【回答】 認められる。

【理由】 暫定令第26条第2項によると、特定の製品（暫定令別表2）の原材料にする場合を除き、日本から輸出された原材料は当該特恵受益国等の原産品とみなすこととされている。

したがって、自国関与手続を行う場合、当該原材料については実質加工基準を考慮する必要はないことから特恵受益国等で行われた行為が項の変更のない加工であってもさしつかえない。

【関係法令】 暫定令第26条第2項及び同別表第2、暫定規則第9条及び同別表

【参考等】 自国関与の手続きを行う場合は日本から輸出した物品を原料又は材料とする特恵受益国等の証明書（ANNEX）を取得し、輸入申告の際に特恵原産地証明書と共に提出する必要がある。

29. 積戻し品における自国関与扱い

【問】 外国産アルミ塊（第76.01項）を日本の保税工場でアルミ板（第76.06項）に加工し、これを特恵受益国であるA国に向け積戻し、アルミ箔（第76.07項）に再加工させ輸入する。暫定規則別表（第9条関係）によると第76.06項からの製造は原産品としての資格を与える製造とはならないが、自国関与の手続をとれば特恵関税の適用は受けられるか。

【回答】 認められない。

【理由】 暫定令第26条第2項は「日本から輸出された物品」を「当該国の原産品とみなす」規定であり、積戻しはこの規定に該当しない。したがって、自国関与扱いによる特恵関税の適用は受けられない。

30. 日本から板ガラスを輸出し、合わせガラスとして輸入する場合

【問】 裁断した正方形の板ガラス（第70.04項）を日本から輸出し、特恵受益国等で合わせガラス（第70.07項）に加工して輸入したい。特恵関税の適用は認められるか。

【回答】 自国関与扱いの手続きを行うことにより認められる。

【理由】板ガラス（第70.04項）から合わせガラス（第70.07項）への加工は、項の変更を伴う加工ではあるが、暫定規則別表（第9条 関係）の下欄に掲げる条件に「第70.03項から第70.07項までに該当する物品以外の物品からの製造」と規定されている。

したがって、実質加工基準の適用による特惠関税の適用は受けられないが、合わせガラス（第70.07項）は自国関与例外品目ではないことから、自国関与基準の適用による特惠関税の適用は受けられる。

【関係法令】暫定規則第9条及び同別表、暫定令第26条第2項及び同別表第2

【参考等】自国関与扱いの場合は特惠原産地証明書（FORM A）とANNEXの提出が必要。

3.1. 自国関与例外品目で、実質加工基準を満たしている場合

（問）日本からリボン（第58.06項）及び生地（第60.02項）を特惠受益国のA国へ輸出して、A国において帽子（第6505.90号）を製造し、これを輸入する。特惠関税の適用は認められるか。なお、第6505.90号は自国関与例外品目である。

【回答】認められる。

【理由】第6505.90号に分類される物品は暫定規則別表（第9条 関係）に掲げられていないことから使用原料（リボン、生地）と製品との間に項の変更があれば、製品の製造された国の原産品と認められる。したがって、自国関与例外品目の場合、実質加工基準を満たすことにより、特惠関税の適用は受けられる。

【関係法令】暫定規則第9条、暫定令第26条第2項及び同別表第2

【参考等】自国関与例外物品の場合実質加工基準を満たすことにより、原産品と認められる。

3.2. 自国関与品の簡単な作業

（問）日本から輸出した物品を特惠受益国のA国において箱詰め及びラベル貼りを行い、日本に輸入する。
この場合、A国での箱詰め及びラベル貼り作業は、暫定規則第9条ただし書きに該当するか。

【回答】自国関与の規定を用いる場合は該当しない。

【理由】暫定規則第9条に該当する場合は、非原産国の物品を原料の全部又は一部として使用する場合である。自国関与の規定の適用により、日本から輸出した物品は、A国の完全生産品とみなされることから、A国での作業（生産）内容は問われない。

【関係法令】暫定規則第9条、暫定令第26条第2項及び同別表第2

3.3. 原産品としての資格が与えられない加工

（問）日本のA社が、特惠受益国のB国に手袋の形に裁断した綿ニット地を輸出し、同国において縫製加工を行い完成した手袋（第61.16項）を日本に輸入する場合、特惠関税の適用は認められるか。

【回答】自国関与扱いの手続きを行うことにより認められる。

【理由】当該手袋（第61.16項）については、綿ニット地からの加工では、暫定規則別表（第9条 関係）の下欄に掲げる条件を満たさないが、自国関与基準の適用による特惠関税の適用は受けられる。

【関係法令】暫定規則第9条及び同別表、暫定令第26条第2項及び同別表第2

【参考等】原産地の認定にあたっては、実質加工基準だけでなく自国関与扱いの可否についても考慮する必要がある。

第61.16項の暫定規則別表（第9条関係）の下欄に掲げる条件：紡織用繊維の糸からの製造

34. 保税工場で染色、裁断加工後、積み戻した貨物を原材料とした場合

（問）日本において特惠受益国であるA国産の原反を保税工場に移し入れ、染色、裁断加工し、A国へ積み戻した。当該積み戻した貨物を用いて製造したスカーフについて、A国の完全生産品であるとする特惠原産地証明書（第8欄が“P”）が提出された。特惠関税の適用は認められるか。

【回答】認められない。

【理由】当該スカーフ（第62.14項）は、A国産の原反を使用しているが、日本において染色、裁断加工を行ったことにより特惠上のA国原産品としての資格は喪失する。

当該材料を使用したスカーフの生産は対応する暫定規則別表（第9条関係）の下欄に掲げる条件を満たさないため特惠関税の適用は認められない。

【関係法令】暫定令第31条第1項第2号、暫定規則第9条及び同別表、暫定令第26条第2項及び同別表第2

【参考等】第62.14項の暫定規則別表（第9条関係）の下欄に掲げる条件：化学品、第47.01項から第47.06項まで若しくは第50.01項に該当する物品、紡織用天然繊維（生糸を除く。）、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造

35. 製造者を変更した製品

（問）特惠受益国であるA国のB社に日本から原料を無償で送付したが、B社は倒産するおそれがあることが判明したため、A国のC社に原料を移送させ、同社で製造した製品を輸入する。このような場合でも自国関与の手続きをとれば特惠関税の適用は認められるか。

【回答】認められる。

【理由】特惠受益国（加工国）の国内での販売等は問わないと解釈される。

【関係法令】暫定令第26条第2項及び同別表第2

【参考等】暫定令第26条第2項柱書き：一の国又は地域において、本邦から輸出された物品をその原料又は材料の全部又は一部として別表第2に掲げる物品以外の物品が製造された場合における前項の規定の適用については、次に定めるところによる。

36. 輸入後、再輸出した貨物を原材料とした製品

（問）日本に一度輸入した貨物を特惠受益国等に原材料として輸出した場合、製品を再度輸入するときに自国関与の対象となるか。

【回答】自国関与扱いの対象となる。

【理由】日本で輸入許可を受けた貨物を原材料として輸出する場合は、自国関与の対象となる。ただし、自国関与例外品目及び積戻し貨物については認められない。

【関係法令】暫定令第26条第2項及び同別表第2

37. 第三国に輸出した原材料を使用した製品

(問) 日本からA国に輸出した日本産原材料を一部に使用して特惠受益国のB国で製造した製品をA国経由で輸入する。この場合、自国関与扱いにより特惠関税の適用は認められるか。
なお、A国は仲介者が所在する国である。

【回答】認められる。

【理由】自国関与扱いによる「日本から輸出された物品」とは、日本から直接特惠受益国に輸出されることを要件としていない。したがって、無加工の状態でA国からB国に輸出された貨物を使用した場合であっても、B国発給の特惠原産地証明書及びANNEXを取得し、かつ、日本に向けて直接運送（積替証明書等が提出される場合を含む。）されたものであれば、特惠関税の適用は受けられる。

【関係法令】暫定令第26条第2項及び同別表第2

38. 一般特惠税率とEPA税率が併存する場合

(問) 日本原産の材料をベトナムへ輸出し、ベトナムにおいて一般特惠税率とEPA税率が併存する品目を製造し、日本へ輸入する場合、自国関与の手続きを取り、特惠原産地証明書(FORM A)を提出すれば特惠関税の適用は認められるか。また、日本から輸出した第三国産の材料を使用した場合はどうか。

【回答】いずれも認められる。

【理由】EPA税率が一般特惠税率を上回っている品目については、一般特惠税率とEPA税率は併存し、所定の要件を満たせば特惠関税の適用は認められる。

製品が自国関与例外品目でなければ、ベトナム発給の特惠原産地証明書及びANNEXの取得が可能であり、日本から輸出した材料は、第三国産の材料を使用した場合であってもベトナムの完全生産品とみなされ、特惠関税の適用を受けられる。

【関係法令】暫定令第25条第2項第4号又は第5号、同令第26条第2項及び同別表第2、暫定規則第9条及び同別表

【参考等】なお、一般特惠税率とEPA税率が併存する品目については、毎年度のEPAマニュアル別添一覧表又は下記税関（財務省）HP参照のこと。（当初併存品目であっても、毎年度のEPA税率段階的引き下げにより、最終的には特惠関税の適用対象から除外される。）

税関（財務省）HP：http://www.customs.go.jp/jouhou/kanzei/fta_epa/seido_tetsuduki/tokkei.htm

【累積原産地制度】

39. 東南アジア諸国で積替えが行われた場合

(問) タイ産品をベトナムにおいてストックし、適時日本に輸出する貨物について、ベトナム発給の特恵原産地証明書により特恵関税の適用は認められるか。

なお、タイ発給の特恵原産地証明書はベトナムにおいて回収されており、添付されてきたのはベトナム発給の原産地証明書のみであった。

【回答】認められない。

【理由】両国はいずれも暫定令第26条第3項にいう「東南アジア諸国」を構成する国であり、アセアン累積原産地制度を利用した際には同一国とみなされるため、蔵置を行ったとしても問題はないが、同項の規定を満たしていることを証明するための累積加工・製造証明書が添付されていないことから特恵関税の適用は受けられない。

【関係法令】暫定令第26条第3項

【参考】アセアン包括協定における「連続する原産地証明書」と同様の規定は、一般特恵関税制度にはない。

Ⅲ. 運送要件

40. 非原産国で積み替える場合の運送要件

(問) A船会社は、特惠受益国であるP国の原産品を日本へ運送する場合に、日本の港を仕向地として船荷証券を発給している。A船会社では、日本へ直航する船舶がないため、T国で日本に向かう同社の別の船舶に積替えて運送しているが、この船名も同船荷証券に併記されている。このような船荷証券を、特惠関税を適用する際の運送要件を満たしている通し船荷証券(Through B/L)として認められるか。

【回答】認められる。

【理由】上記の場合は単一船会社が全航路に責任を負っており、P国内を荷受地とし、日本国内を荷渡地とする当該船荷証券は、通し船荷証券として取り扱う。

特惠関税の適用については、原則として特惠受益国等から直接に日本に運送されなければならないが、運送上の理由による積替え及び一時蔵置の取扱いがなされたものであっても、その取扱いが非原産国の保税地域その他これに準ずる場所において、当該非原産国の税関の監督の下に行われ、かつ、当該物品の輸入申告等に際し、当該物品が当該非原産国において運送上の理由による積替え及び一時蔵置以外の取扱いがされなかったことを証する書類(以下、「運送要件証明書」と呼ぶ)として次に掲げる書類のいずれかを提出した場合には、運送要件を満たしているものとして、特惠関税の適用は受けられる。

1. 当該物品の原産地である特惠受益国等から日本の輸入港に至るまでの通し船荷証券の写し
2. 積替え又は一時蔵置がされた非原産国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書
3. 前記1.及び2.以外の書類で税関長が適当と認めるもの

【関係法令】暫定令第31条第3項

【参考等】特惠関税を適用する場合、原則として原産国から日本へ直接運送されることが必要。

41. 運送要件証明書の様式

(問) 特惠受益国であるA国からの輸入品はA国から日本へ直行便がないので、B国で積替えをすることになっている。通しB/L(AWB)がないのでB国の税関の証明書を取得するつもりであるが、どのような様式であればよいか。

【回答】運送要件証明書の様式については特に定めはない。したがって、任意の様式に次の事項を記載し、税関等が証明したものであれば、運送要件証明書として取り扱う。

1. 当該物品の記号、番号、品名及び数量
2. 非原産国における当該物品の船舶、航空機又は車両に対する積卸しの年月日及び当該船舶、航空機又は車両の名称、登録記号又は種類
3. 上記2の積卸しがされた非原産国における当該物品の取扱いの状況

【関係法令】暫定令第31条第3項及び第5項

4 2. 輸出者が作成した運送要件証明書

(問) 特恵受益国のA国からB国まで陸送し、B国から船積みする貨物について、輸出者が自社で作成した運送要件証明書にB国税関の証明印をもらうことで暫定令第31条第3項にいう運送要件証明書として認められるか。

【回答】認められる。

【理由】運送要件証明書の様式については特に定めはない。したがって、暫定令第31条第5項に定める必要事項が記載されており、かつ、税関の証明印があれば有効なものとして認められる。

【関係法令】暫定令第31条第3項及び第5項

【参考等】非原産国を経由する場合は、運送要件証明書が必要。

4 3. 輸出者が所在する非原産国で積み替えられた場合

(問) A国商社と木材の輸入契約を結んだ。同社の製材工場が特恵受益国のB国にあるため木材（B国原産品）はいったん、B国からA国に運送され本船に積み替える。その際、A国において一時蔵置されるが、特恵関税の適用は認められるか。

【回答】運送要件証明書の提出があれば認められる。

【理由】本事例のように非原産国で一時蔵置する場合は、暫定令第31条第3項に規定する積替え又は一時蔵置の証明書を取得し、輸入申告等の際に、特恵原産地証明書とともに提出すれば、特恵関税の適用は受けられる。

【関係法令】暫定令第31条第3項

4 4. 複合一貫輸送の場合

(問) 特恵受益国であるA国産の家具をA国のB港で積み込み、C国で積み替えられた後、神戸まで運送されてくる。当該貨物のB/Lは、COMBINED TRANSPORT B/Lとなっているが、通しB/Lと認められるか。なお、B/Lの船名と貨物を積載してきた船名とは異なっている。

【回答】認められる。

【理由】COMBINED TRANSPORT B/L（複合船荷証券）は、通しB/Lとして取り扱う。当該貨物の荷受地（B港）から荷渡地（神戸）までをカバーする内容であることが必要。

【関係法令】暫定令第31条第3項

4 5. 非原産国に誤送された貨物

(問) 特恵受益国であるA国製の南京錠が、間違っってB国向けのものが日本に送られ、日本向けのものがB国に送られていた。日本で間違いに気づき、B国に送られていたものを直ちに日本に送るよう指示し、B国から当該貨物が到着したが、B国においては輸入されずRESHIPされたものと思われる。当該貨物について特恵関税の適用は認められるか。

【回答】運送要件証明書の提出があれば認められる。

【理由】誤って非原産国に輸送されたという特殊事情があり、B国において運送上の積替え以外の取扱いがされなかったことについて税関又はこれに準ずる官公署の証明があれば、特恵関税の適用は受けら

れる。

4 6. 非原産国での積替え時に検品を行った場合

【問】 特恵受益国であるA国の原産品を、積替えを行うB国において検品を行った。検品を行ってもA国の産品であることに変更はない。この場合において特恵関税の適用は認められるか。

【回答】 認められない。

【理由】 積替え、一時蔵置以外の取扱いである検品がB国で行われた場合は、運送要件を満たしていないため、特恵関税の適用は受けられない。

【関係法令】 暫定令第31条第1項第2号

4 7. 非原産国でドラム缶に小分けした場合

【問】 特恵受益国のA国で製造した化学薬品を1,000トン程度のタンカーでB国に輸送し、B国で200リットル程度のドラム缶に小分けした後、日本に輸入する。A国発給の特恵原産地証明書を取得しているが、特恵関税の適用は認められるか。なお、作業は保税地域で行われる。(原産地証明書は1,000トン分で1枚のみ)

【回答】 認められない。

【理由】 非原産国での小分け作業は積替えの範囲を超えているものと判断する。

【関係法令】 暫定令第31条第1項第2号

【参考等】 「運送上の理由による積替え及び一時蔵置」以外の作業が行われた場合には運送要件を満たしているとはみなさない。

4 8. 非原産国において展覧会に出品した場合

【問】 今般当社では、特恵受益国であるA国でガラス製の花瓶を買い付け、そのまま当該花瓶をB国で開催される展覧会に出品し、展覧会終了後日本へ輸入しようと考えている。この場合に特恵関税の適用は認められるか。

【回答】 展覧会に出品する花瓶の展示が、B国の保税地域又はこれに準ずる場所においてB国の税関の監督の下に行われたものでなければ特恵関税の適用は受けられない。B国の税関の監督下で行われたとした場合、日本での輸入申告等に当たっては、特恵原産地証明書(輸送の手段、経路欄へ出展のうえ日本へ輸出する旨記載されたもの)と、暫定令第31条第5項に掲げる事項を記載した証明書の発給をB国の税関等から受けて提出する必要がある。この場合であっても、A国からB国への輸出者とB国から日本への輸出者は同一の者でなければならない。

【関係法令】 暫定令第31条

【参考等】 非原産国における展覧会出品後輸入する場合でも、当該非原産国から本邦までの輸送に関して運送要件を満たしているか否かについて確認する必要がある。

4 9. 少額貨物の運送要件

【問】 少額貨物の運送要件がB/Lやインボイス等で確認できない場合どうしたらよいか。

【回答】 暫定令第31条第3項のただし書きにあるとおり、課税価格の総額が20万円以下の物品につ

いては通しB/Lや積替え証明などの書類の提出は必要ないが、運送要件を満たす必要はあるので、疑義があれば輸入者等に確認を行うこととなる。

【関係法令】 暫定令第31条第3項ただし書き

IV. 仲介貿易

50. 非原産国に居住する仲介者が輸出者となっている場合

(問) 特惠受益国であるA国製羽毛ふとんの輸入を計画しているが、取引条件面においては、A国から直接取引を行うよりもB国のC社を介して輸入する方が有利であることがわかった。

このため、貨物をB国経由で日本に運送することとなるが、A国の特惠原産地証明書を手することは可能である。この場合、特惠関税の適用は認められるか。

【回答】 取引関係が明らかにされ、運送要件証明書が提出されれば認められる。

【理由】 本事例のような仲介貿易の場合、特惠原産地証明書第1欄(荷送人)、第2欄(荷受人)、第10欄(仕入書の番号等)の各欄の記載事項が、輸入申告等に際して提出されたC社のインボイスと合致しないおそれが生じることとなるので、その確認のために同証明書に記載されたインボイス(例えばメーカーズインボイス)、信用状の写し等、これらの関連を証する何らかの書面の提出が必要となる。これらの書面は輸出者、輸入者、仲介者の関連性を確認する為のものであり、取引上都合の悪い箇所(例えば価格等)は抹消していても差し支えない。

運送に関しては、A国からの通しB/L、又はB国の税関若しくは権限を有する官公署が、B国において運送上の理由による積替え又は一時蔵置以外の措置が行われなかったことを証した書類(特惠原産国であるA国の原産品としての資格を保持していると認定するうえで必要)を取得して、輸入申告等の際、税関に提出すれば、特惠関税の適用を受けることが可能である。

【関係法令】 暫定令第31条第1項

【参考等】 仲介取引の場合は、「1. 原産地規則を満たしていること」、「2. 取引関係が分かること」、「3. 運送条件を満たすこと」の3つの条件を満たす必要があり、2の確認として、原産国の輸出者が発行したインボイス等を確認する必要がある。

取引関係が確認できるのであれば、メーカーズインボイスには金額が記載されていなくともよい。

51. 輸入者欄に外国の法人名が記載されている特惠原産地証明書

(問) 特惠受益国のA国から衣類を輸入するが、B国所在の会社が介在するため、特惠原産地証明書第2欄には当該B国所在の会社名、第12欄には日本と記載されているが、有効な特惠原産地証明書と認めて差し支えないか。

【回答】 次の要件が満たされる場合は、有効なものとして認めて差し支えない。

1. 輸入貨物と特惠原産地証明書記載品名が同一であること
2. 輸出者、介在者、輸入者の関連性が証明できること
3. 日本への運送要件を満たすこと

5 2. 輸出者名が相違する特惠原産地証明書

(問) 特惠原産地証明書の第 1 欄は仕入書と同一輸出者名であるが、第 1 2 欄は製造者名が記載されている。有効な特惠原産地証明書と認められるか。

【回答】認められる。

【理由】仲介貿易の場合は、輸出者に代わり製造者が発給申請することも考えられる。特惠原産地証明書が正規に発給されたものであり、契約書、メーカーズインボイス等の取引関係書類により両者の関連性が確認できれば、特惠原産地証明書は有効なものとして認められる。

V. 特恵原産地証明書の発給日

53. 「輸出の際」

（問）特恵原産地証明書はその証明に係る物品の輸出の際に、当該物品の輸出者の申告に基づき原産地の税関等が発給したものでなければならない（暫定令第27条）とされているが、この場合の「輸出の際」の意義はどのように解するのか。

【回答】「輸出」とは、特恵受益国等から日本に向けて貨物を送り出すことと解されることから、「輸出の際」とは、原産地証明書に係る貨物の一連の輸出手続きが行われている時点を目指すものと解される。しかし、通常の輸出手続きに要すると認められる期間内（輸出後10日程度の遅れ）に発給されたものは「輸出の際」に発給されたものと取り扱う。

【関係法令】暫定法基本通達8の2-5（2）

【参考等】特恵原産地証明書第11欄を確認すること。

54. 特恵原産地証明書を紛失した場合のコピー

（問）契約の際、特恵原産地証明書を要求していたが、貨物が到着しても特恵原産地証明書が送付されてこない。輸出者は既に送付済みで、郵送中に紛失したと思われる。手持ちのコピーでの受理を認めてもらえないか。

【回答】認められないことから、特恵原産地証明書の再発給を要求すること。

【理由】コピーを有効な証明書として取り扱うことはできない。

【関係法令】暫定法基本通達8の2-6（4）

【参考等】紛失等の理由により再発給された特恵原産地証明書第4欄には、“DUPLICATE”等の記載がされることになっている。

55. 新たに特恵受益国等に指定された場合

（問）新たに特恵受益国等に指定された場合、当該受益国となった国からの特恵原産地証明書の取り扱いについて伺いたい。

【回答】特恵受益国等が追加指定された場合で、指定後6か月以内において、当該特恵受益国等の特恵原産地証明書の発給体制が整備される以前に輸出せざるを得ない事情があるものについては、「災害その他やむを得ない理由」に該当するものとして取り扱って差し支えない。

なお、指定日以前に我が国の保税地域に蔵置されている貨物については、特恵関税の適用は受けられない。

【関係法令】暫定令第27条第4項及び同令第28項、暫定法基本通達8の2-5（1）ロ

56. 一契約の貨物について、特恵原産地証明書を一括申請したが、貨物は分割して船積みされる場合

（問）特恵受益国のA国から手袋を輸入しているが、現地の生産の都合で、10万組を4回に分け船積みすることになった。特恵原産地証明書は初回船積みの際に、一括申請したため、1件の証明書で分割使用したいが、有効なものとして認められるか。

【回答】認められない。

【理由】特恵原産地証明書の発給はそれぞれの貨物の輸出の際に発給されなければならない。

したがって、船積みごとに特恵原産地証明書を取得する必要があることから、初回船積み分のみ有効となり、2回目以降は有効とは認められない。

【関係法令】暫定令第27条第4項

【参考等】特恵原産地証明書は、輸出貨物につき、それぞれ輸出の際に発給されたものでなければならない。

【事後発給】

57. 特恵受益国の事情により原産地証明書が事後発給となる場合

(問) 特恵原産地証明書の発給日が4月1日で、B/Lの船積年月日が3月16日となっている。特恵受益国であるA国ではB/Lを添付しないと特恵原産地証明書を発給してくれないので、事後発給とならざるを得ない。有効なものとして認められるのか。

【回答】有効なものとして認めず差し支えない。

【理由】特恵原産地証明書の発給の際にB/Lを添付しなければ受理されず、その結果、必然的に事後発給となる場合には、暫定法基本通達8の2-5に定める「輸入者の責任によらない事情がある」と考えられる。したがって、輸入者が契約時に特恵原産地証明書を要求している場合等で、発給体制等特恵受益国の事情により、必然的に事後発給となることが確認できれば、有効な特恵原産地証明書として認めず差し支えない。

【関係法令】暫定法基本通達8の2-5

【参考等】B/Lは必ず確認。

58. 貨物の到着後に特恵原産地証明書を要求した場合

(問) 特恵受益国のA国から到着した合板用単板(第4408.31号)の一部分を基本税率で引き取り、残りは来年度になってから輸入申告し、特恵関税の適用を受けたい。残りの分について、今から現地に特恵原産地証明書の発給を受けた場合、特恵関税の適用は認められるか。

【回答】認められない。

【理由】特恵原産地証明書は、当該証明に係る物品の輸出の際に発給されたものでなければ特恵関税の適用は受けられない。本件については、契約の当初から一般特恵用の原産地証明書を求めてはいないことから特恵税率の適用は認められない。

【関係法令】暫定令第28条、暫定法基本通達8の2-5(1)

59. 通常の輸出手続に要すると認められる期間を過ぎて発給された特恵原産地証明書

(問) 特恵原産地証明書の発給日が4月20日で、B/Lの船積年月日、インボイスの年月日及び申請年月日が3月20日となっている。申請の日から発給の日まで相当の日数が経過しているが、特恵原産地証明書第4欄(公用欄)に「ISSUED RETROACTIVELY(事後発給)」の旨の記載がある。当該特恵原産地証明書は有効なものとして認められるか。

【回答】一定の条件を満たすものであれば認められる。

【理由】原則として、一般特惠原産地証明書は事後発給の場合、特惠関税の適用は認められないが、輸入者が契約時に特惠原産地証明書を要求しているにもかかわらず、輸入者の責任によらない事情により事後発給となった場合は、当該証明書を有効と認めて差し支えない。

【関係法令】暫定法基本通達8の2-5

60. 貨物到着後に発給された特惠原産地証明書

(問) 特惠受益国のA国から輸入するKey Ringは、10月31日に船積みされ、11月5日に日本に到着している。しかし、特惠原産地証明書は11月17日に事後発給されていた。契約書では特惠原産地証明書を要求しており、事情を確認したところ、輸出者が失念したため申請及び発給が事後になってしまったことが判明した。この場合、特惠関税の適用は認められるか。

【回答】認められる。

【理由】暫定法基本通達8の2-5(1)ハ「止むを得ない特別の事由」(輸入者が輸出者に対して、契約の際に特惠原産地証明書の発給を受けるよう要求したが、輸出者がその申請を失念したため、発給が事後となった場合等、輸入者の責任によらない事情がある場合)に該当することから、特惠関税の適用は受けられる。

【関係法令】暫定法基本通達8の2-5(1)ハ

61. 正当な発給機関への再申請により事後発給となった特惠原産地証明書

(問) 特惠受益国のA国から輸入されるバッテリーのくずは、鉛回収用バッテリーの極板(第78.02項の鉛のくず)で日本に直送されるが、決済はB国の会社を経由する仲介貿易である。取得した特惠原産地証明書は、仲介するB国の会社がB国の商工会議所に対して発給申請したが、B国では原産地証明書が発給されなかったため、今度はA国の機関に対して発給申請したところ、貨物はすでにA国を出ているにもかかわらず、特惠原産地証明書の発給があった。A国から輸出された日とA国で特惠原産地証明書が発給された日の間には1か月のひらきがある。この場合、特惠関税の適用は認められるか。

【回答】一定の条件を満たすものであれば認められる。

【理由】特惠原産地証明書は、「輸出の際に輸出者の申告に基づき発給されたものでなければならない」旨規定されており、特惠関税の適用は受けられない。ただし、暫定法基本通達8の2-5(1)ハ(輸入者が輸出者に対して、契約の際に特惠原産地証明書の発給を受けるよう要求したが、輸出者がその申請を失念したため、発給が事後となった場合等、輸入者の責任によらない事情がある場合)に該当するような場合は認められる。

【関係法令】暫定法基本通達8の2-5(1)ハ

62. 船積み前にレターにより“FORM A”を要求していた場合

(問) 当初、L/Cの条件に「CERTIFICATE OF ORIGIN」の送付を要求した。その後、“FORM A”でなければならないと知った。船積み前にレターにより輸出者に特惠原産地証明書を要求したが、先日送付のあったものは特惠原産地証明書ではなかった。再度、輸出者に特惠原産地証明書の手配をした場合、特惠関税の適用は認められるか。

【回答】認められる。

【理由】当初（L/C 開設時）に輸入者からFORM Aが要求されていないが、船積み前にレターにより特惠原産地証明書を要求しているため、特惠原産地証明書を取得のうえレターを添えて輸入申告等の際に提出すれば、特惠関税の適用は受けられる。

【関係法令】暫定法基本通達8の2-5（1）ハ

6.3. 船積み日の1か月以上後に発給された特惠原産地証明書

（問）モロッコ船がスペイン領ラスパルマス沖の公海で水産物を採捕し日本へ輸出する場合、ラスパルマスで日本船又は日本向けの船に転載する（モロッコ船内で箱詰め済み。）。その際、モロッコから派遣されている検量機関が規定の数量どおり箱詰めされているかチェックし、レポートを作成した後にこれを本国（モロッコ）に送付する（モロッコにいる輸出者あてに、月2～3回の頻度で郵送する。）。モロッコでは、当該レポートに基づき特惠原産地証明書を申請するため、特惠原産地証明書の発給日は船積み日より1か月から1か月半ほど遅れるのが避けられない状態である。この場合、特惠関税の適用は認められるか。

【回答】認められる。

【理由】本例のように仕出地と特惠原産地証明書の発給地が遠距離で事後発給となることやむを得ないと認められる場合は、特惠関税の適用を認めて差し支えない。

なお、ラスパルマスにおける数量チェックは、単に規定の数量どおり箱詰めされているかのチェックであることから、運送要件は満たしている。

【関係法令】暫定法基本通達8の2-5（1）ニ

【参考等】概要：船積み（ラスパルマス）→（1週間）→検量レポート作成（ラスパルマス）→（2～3週間）→レポート受信、郵送（モロッコ・アグデイル）（エアメールが週3回あるが郵便局の処理が非常に遅い（3～5日））→通関書類税関提出（発給申請）→（3～10日）→輸出許可（特惠原産地証明書発給）

6.4. 日本において展示された物品について売買契約が成立し、特惠原産地証明書を要求した場合

（問）日本の保税展示場に出品されたA国産展示物について、このほど売買契約が成立した。このため、出品者は取り急ぎ特惠原産地証明書を添付して輸入申告をした場合、特惠関税の適用は認められるか。

なお、A国では、無為替輸出した貨物については、送金受領確認後でなければ特惠原産地証明書を発給しないとの取扱いとなっている。

【回答】認められる。

【理由】特惠原産地証明書は、原則として、その証明に係る貨物の輸出の際に発給されたものでなければならない。

ただし、やむを得ない特別の事由がある場合であって、輸出後その事由により、相当と認められる期間内に発給されたものであるときは有効な特惠原産地証明書と認められる。

本件は、次の事由から特惠関税の適用は受けられる。

イ. 展示することを目的として、A国から日本向けに直接に運送されたものであること。

ロ. 搬入先が保税展示場であり、展示終了後も引き続き保税地域に置かれ、税関の監督下にあることから、貨物の同一性の確認上支障がないこと。

ハ．特恵原産地証明書の発給が、送金受領確認前には行われぬという特別な事由があり、事後発給もやむを得ないこと。

【関係法令】 暫定法基本通達 8 の 2 - 5 (1) ニ

65. 契約時に“FORM A”の要求を明記していなかった場合

(問) 貨物は既に到着しているが、輸出者から送られてきた原産地証明書は、特恵用のものではなかった。再度書面で輸出者にFORM Aを要求し、入手した。契約時は「CERTIFICATE OF ORIGIN TRIPLICATE」と記載し、当初より原産地証明書を要求していた。特恵関税の適用は認められるか。

【回答】 認められない。

【理由】 輸入者が当初契約の際、要求したのは一般の原産地証明書であり“GSP”又は“FORM-A”等、特恵用であるという記載がない。

特恵用の原産地証明書を要求したのは貨物の到着後と認められるので、本件の場合、輸入者に責任があり、事後発給として取得された特恵原産地証明書による特恵税率の適用は認められない。

【関係法令】 暫定令第 27 条第 4 項、暫定法基本通達 8 の 2 - 5 (1) ハ

【事前発給】

66. 船積みの日より1か月前に発給された特恵原産地証明書

(問) 特恵受益国のA国から家具を輸入するが、特恵原産地証明書は5月10日と船積の日(6月15日)より1か月以上前になっている。特恵原産地証明書申請以前に保税地域に搬入しており、またその時点で日本向けに輸出されることが特定されていたことは、L/C、メーカーズインボイスで証明できる。有効と認められるか。

【回答】 認められる。

【理由】 特恵原産地証明書の発給申請の段階で貨物が日本向けに輸出されることが前提とされていれば、発給日から船積み日までの日数は問わない。したがって、特恵原産地証明書の発給時に当該貨物が輸出されると特定できる状態にあったことが確認できれば、有効と認められる。

【関係法令】 暫定令第 27 条第 4 項

67. 申請日の前日に発給された特恵原産地証明書

(問) 特恵原産地証明書の発給日が申請日の前日となっている。インボイス及びB/Lと特恵原産地証明書の記載内容が一致していることから、発給者が誤って日付を確認せずに押印した、という旨の説明書が提出された。当該特恵原産地証明書は有効と認められるか。

【回答】 関係書類等により単純な誤りと認められれば、有効なものとして認められる。

【関係法令】 暫定法基本通達 8 の 2 - 6 (2)

VI. 特恵原産地証明書の提出猶予

68. 特恵原産地証明書が貨物到着後に届く場合の提出猶予

【問】災害等の理由によらず、特恵原産地証明書よりも貨物が先に到着することがあるが、貨物を直ちに引き取りたい場合どうすれば特恵原産地証明書の提出猶予が認められるのか。

【回答】BP承認を受けることを条件に認められる。

【理由】輸入申告の際に特恵原産地証明書を提出できない場合は、BP承認を受けることを条件として税関長の承認を受けた場合（政令により特恵関税の適用が停止された貨物は除く。）は提出猶予が認められる。（暫定法基本通達8の2-7に定める理由によらない場合）

【関係法令】暫定令第28条、暫定法基本通達8の2-7及び8

【参考等】なお、災害その他やむを得ない理由による場合には、BP承認を要しない。

69. COPYと表示されている特恵原産地証明書の提出猶予

【問】特恵原産地証明書にCOPYと表示されているものは、有効な証明書として取り扱うことができないといわれたため、輸出者に確認したところ、輸出者が誤ってCOPY表示のある方を送付してきたことが判明した。政令により特恵関税の適用が停止された貨物ではない場合、事後、有効な特恵原産地証明書原本の提出が確約できる場合は提出猶予扱いが認められるのか。

【回答】単に事後の提出を確約するだけでは認められず、BP承認を受けることを条件に認められる。

【理由】契約の際に、輸出者に対し、特恵原産地証明書の発給を受けるよう要求していたが、輸出者が誤ってCOPYを送付してきたと認められる場合は、BP承認を受けることを条件として、特恵原産地証明書の提出猶予扱いが受けられる。

【関係法令】暫定令第27条第4項及び同令第28条、暫定法基本通達8の2-5（1）ハ、8の2-7

【参考等】政令により特恵関税の適用が停止された貨物でなければ提出猶予が可能。

Ⅶ. 特恵原産地証明書の有効期間

70. 貨物を積載した船舶が故障した場合の有効期間

（問）輸入貨物を積載した本船が洋上で故障してしまい、A国で修理することとなったが、この修理には日時を要し、また急なことで積替え等の目途もたっていない。このため、当該貨物の日本への到着が遅れ、輸入申告の際には特恵原産地証明書の有効期間が経過するおそれがある。この場合、どのような手続きをすればよいか。

【回答】有効期間は1年とされているが、本事例の場合は暫定令第29条ただし書の規定による「やむを得ない理由によりその期間を経過した場合」に該当すると考えられるので、有効期間の延長は認められる。

したがって、適宜の様式による有効期間延長申請書（修理したこと等その理由を明確にしたもの）2通を税関に提出して、承認を受けることとなる。

【関係法令】暫定令第29条、暫定法基本通達8の2-11

71. 貯蔵の都合により、取得後1年を経過した特恵原産地証明書

（問）特恵受益国であるA国産のワインについて、日本国内の貯蔵タンクが空くのを待って輸入申告しようとしていたところ、約1年間が経過し、今般輸入申告することとなった。その間蔵入れ申請等は行っておらず、当該貨物の特恵原産地証明書も取得から1年を経過しているものであるが、有効なものとして認められるか。

【回答】認められない。

【理由】特恵原産地証明書の有効期間は、暫定令第29条で「輸入申告等の日において発給日から1年を経過したものであってはならない」と規定されており、1年を経過した特恵原産地証明書は原則として有効なものと認められない。

また、貯蔵タンクの都合により特恵原産地証明書発給後1年を経過したものであり、同令第29条ただし書の「災害、その他やむを得ない理由」によりその期間を経過した場合にも該当しないことから、いずれにせよ有効なものとは認められない。

【関係法令】暫定令第29条

VIII. 少額貨物

72. 暫定令第27条における「課税価格の総額」

(問) 暫定令第27条における「課税価格の総額」の意義は何か。

【回答】課税価格の総額とは、1輸入申告等に係る「特惠関税等の適用を受けようとする物品の課税価格の合計額」をいう。また、「1輸入申告等」とは、1荷受人が1荷送人から一時に輸入する物品に係る輸入申告等をいい、1仕入書による輸入物品を分割して2以上の輸入申告等を行った場合には、1の輸入申告等が行われたものとして処理する。

【関係法令】暫定法基本通達8の2-4の2(1)

【参考等】ただし、1仕入書による輸入物品を分割した2以上の輸入申告であって、併存する相異なる種類の税率(例えば、特惠税率と関税法基本通達3-2(2)に規定するEPA税率)の適用を各々に求めるものを行った場合には、当該併存する相異なる種類の税率のうちのいずれか一つを適用する1の輸入申告等が行われたものとする。

73. インボイス単位の仕分けにより少額となる場合

(問) 1契約1B/Lで3枚のインボイスが送られてきた。しかし、輸入者の都合により、1B/Lをインボイスごとに下記のように仕分けし、それぞれ別々に輸入申告したいが、このような場合、特惠原産地証明書がなくとも特惠関税の適用は受け認められるか。

- (1) Aインボイス 180,000円 (仕分1) 特惠対象品目
- (2) Bインボイス 146,000円 (仕分2) 特惠対象品目
- (3) Cインボイス 128,000円 (仕分3) 特惠対象品目

【回答】認められない。

【理由】分割により少額貨物になったとしても、仕分前の「課税価格の総額」が20万円を超えることから、特惠原産地証明書がなければ特惠関税の適用は受けられない。

【関係法令】暫定法基本通達8の2-4の2(1)

74. オーバーカーゴにより20万円超となる貨物

(問) インボイスでは1品目10C/Tで課税価格が19万円強であるが、貨物は1C/Tオーバーカーゴのため、当該品目の課税価格の総額が20万円を超えることとなった。この場合であっても、少額扱いは認められるか。

【回答】認められない。

【理由】オーバーカーゴを理由とする場合であっても、特惠関税の適用対象品目の課税価格の総額が20万円を超えているので少額扱いは認められない。

【関係法令】暫定法基本通達8の2-4の2(1)

75. 分割により20万円以下となる貨物

(問) 次のインボイスにおいて、20万円を超えない範囲で任意に抽出して、特惠関税の適用は認められるか。例えば(イ)(ニ)を特惠関税適用、(ロ)(ハ)をMFN税率適用

(イ) 第42.02項	120,000円	(特惠対象品目)
(ロ) 第62.13項	50,000円	(")
(ハ) 第71.17項	130,000円	(")
(ニ) 第96.01項	70,000円	(")

【回答】認められない。

【理由】全品目について特惠対象品目であり、かつ総額が20万円を超えているので特惠原産地証明書が提出されなければ、特惠関税の適用は受けられない。

【関係法令】暫定法基本通達8の2-4の2(1)

【参考等】MFN税率とは実行最恵国税率(基本税率又は暫定税率とWTO協定税率のいずれか低い税率)のことをいう。

76. 基本税率と少額特惠を併用する貨物

(問) 次の場合(イ)及び(ロ)は、特惠対象外品目であり特惠関税の適用は認められない。よって、基本税率を適用するが(ハ)は特惠対象品目であり20万円を超えていないので少額扱いが認められるか。

(イ) 第64.01項	15,000円	(特惠対象外品目)
(ロ) 第64.02項	350,000円	(")
(ハ) 第65.01項	20,000円	(特惠対象品目)

【回答】認められる。

【理由】特惠関税の適用対象品目の課税価格の総額が20万円以下であることから、当該物品について、少額扱いにより特惠関税の適用は受けられる。

【関係法令】暫定令第27条第1項

77. 原産地が明らかであると認めた物品と少額貨物

(問) 次の場合において、特惠対象品目としては20万円を超えているが、「原産地が明らかであると認めた物品」を除くと20万円以下となる。この場合、(ロ)について特惠原産地証明書の提出がなくても特惠関税の適用は認められるか。

(イ) 第43.04項	190,000円	(特惠対象品目・明らか物品)
(ロ) 第42.02項	20,000円	(特惠対象品目)

【回答】認められない。

【理由】「原産地が明らかであると認めた物品」も一般特惠税率の適用を受けようとする貨物であり、「課税価格の総額」に算入される。

したがって、(イ)と(ロ)の合計額が20万円を超えるので特惠原産地証明書が提出されなければ、(ロ)について特惠関税の適用は受けられない。

【関係法令】暫定令第27条第1項第1号及び第2号、暫定法基本通達8の2-4の2(1)

【参考等】少額扱いが対象とする「課税価格の総額」は一の輸入申告等又は関税法第76条第3項の規

定により、一の通知に係る特惠関税等の適用を受けようとする物品の課税価格の合計額をいう。

78. 非原産国において運送上の理由により積み替えられた少額貨物

【問】非原産国において運送上の理由により積み替えられた少額貨物について、少額扱いを適用する場合、非原産国での積替え等を証明する書類の提出がなくても特惠の適用を認めることができるか。

【回答】認められる。

【理由】暫定令第31条第3項ただし書きにより、課税価格の総額が20万円以下の物品については、非原産国における積替証明書等の証明書類の提出は要しない。

なお、輸入関係書類等から、当該貨物について、非原産国において運送上の理由による積替え及び一時蔵置等以外の取扱いがされたことが明らかな場合には、特惠関税の適用は受けられない。

【関係法令】暫定令第31条第3項のただし書き

79. 同一輸入者に係る少額扱いによる2件の輸入申告

【問】同一の輸入者から2件の少額扱いによる輸入申告（同一荷送人からの同種貨物であるがインボイス番号及びB/L番号がそれぞれ異なっている。）があった。この2件の申告が1の輸入申告を少額扱いを適用するために分割したものであると考え、特惠関税の適用対象品目の課税価格の総額が20万円を超えることとなる。当該2件の輸入申告について、少額扱いによる特惠関税の適用は認められるか。

【回答】認められる。

【理由】課税価格の総額が20万円以下の物品については、暫定令第27条第1項第2号の規定により、特惠関税の適用に際して、特惠原産地証明書の提出を省略することとされている。

また、少額貨物についての原産地の認定については、暫定法基本通達8の2-4の2（1）に「1の輸入申告とは1荷受人が1荷送人から一時に輸入する物品に係る輸入申告等をいい、1仕入書による輸入物品を分割して2以上の輸入申告等を行った場合には1の輸入申告等が行われたものとして処理する」と規定されている。

本事例の2件の輸入申告は、同一の荷送人・荷受人間の取引であり、かつ、同一貨物であるが、インボイス及びB/Lがそれぞれ異なっていることから、1の輸入申告の分割には当たらない。

したがって、本件の2件の輸入申告は、いずれも少額扱いにより特惠関税の適用は受けられる。

【関係法令】暫定令第27条第1項、暫定法基本通達8の2-4の2（1）

80. 自国関与品の少額扱い

【問】自国関与扱いが適用される少額貨物であっても、少額扱いにより特惠関税の適用を受ける場合、特惠原産地証明書及びANNEXを提出する必要はあるか。

【回答】必要はない。

【理由】暫定令第27条第1項の規定により、課税価格の総額が20万円以下の物品については、原産地証明書の提出は要しないとされている。

また、ANNEXは、原産地証明書に添付しなければならないと規定されており（同令第30条第1項）、原産地証明書の提出を要しない場合には、ANNEXの提出も要しないこととなる。

したがって、自国関与基準が適用される少額貨物であっても、少額扱いにより特惠関税の適用を受け

る場合には、条件を満たす必要はあるが、原産地証明書及びANNEXの提出は要しない。

【関係法令】 暫定令第27条第1項及び第30条第1項

Ⅸ. 特恵原産地証明書の記載不備

8 1. 特恵原産地証明書が白塗修正液で訂正されている場合

【問】特恵原産地証明書の発給日が白塗修正液で消した上に記入されており、登録印による訂正がないが、有効と認めてもらえるか。

【回答】認められない。

【理由】特恵原産地証明書記載事項の改ざんは重大な不備にあたるので、修正箇所が発給機関の修正印が押なつされている等、当該修正が正当に行われたことが明らかにされていない限り有効とは認められない。

【関係法令】暫定法基本通達 8 の 2 - 6 (3)

【参考等】特恵原産地証明書の記載内容について訂正が行われているときは、修正箇所が発給機関の修正印が押なつされている等、当該修正が正当に行われたことが明らかにされているか確認すること。

8 2. 貼付用紙への登録印が脱落している場合

【問】特恵原産地証明書の第 5 欄から第 10 欄について、訂正したものを貼付しているが、当該貼付用紙が発給機関の登録印が押印されていない。有効と認めてもらえるか。

【回答】認められない。

【理由】発給機関の登録印による訂正でないものは、有効とは認められない。

なお、訂正したものが貼付されている場合は、貼付したものの貼替え等のおそれがあることから、原則割印によるものとする。

【関係法令】暫定法基本通達 8 の 2 - 6 (3)

8 3. REFERENCE No. が脱落している場合

【問】特恵原産地証明書に REFERENCE No. の記載がないが、有効な原産地証明書として認められるか。

【回答】登録印が押印され、他に不備がなければ認められる。

【理由】REFERENCE No. は特恵原産地証明書の発給国の整理番号と思われるので、特恵原産地証明書の他の記載事項等に不備がなければ、有効なものとして取り扱われ、特恵関税の適用は認められる。

(第 4 欄)

8 4. 添付証明書の番号が記載されていない場合

【問】自国関与基準を適用している貨物について、特恵原産地証明書第 4 欄に添付証明書 (ANNEX) 番号が記載されていないが、特恵関税の適用は受けられるか。

【回答】添付証明書 (ANNEX) に特恵原産地証明書の番号が正しく記載されており、添付証明書 (ANNEX) 番号の記載の単純な脱落と認められる場合は、特恵関税の適用は受けられる。

(第7欄)

85. 記載品名に不備がある場合

(問) 特惠受益国のA国から日よけ(合成繊維製のもの)とテント(合成繊維製のもの)を輸入したい。入手した特惠原産地証明書の品名はテントのみであるが、税番はどちらも第63.06項である。日よけについて特惠関税の適用は認められるか。

【回答】認められない。

【理由】輸出者は輸出の際にテントのみを申請して特惠原産地証明書を取得したものである。当該証明書を返送して、発給機関において日よけを追加しなければ当該日よけについては特惠関税の適用は受けられない。

【参考等】明らかに品名が相違するものは特惠関税の適用は受けられない。

(第8欄)

86. 原産地基準表示が“Y”の場合

(問) 原産地基準表示が第8欄に“Y60%”となっているが認められるか。

【回答】認められない。

【理由】第8欄の記入方法は、

- ① 規則第8条各号に掲げる完全生産品に該当する場合:「P」を記入
 - ② 規則第9条に掲げる条件を満たす場合:「W+HS4桁」を記入
- となっている。

【関係法令】税関様式関係通達Ⅱ記載要領及び留意事項「Certificate of Origin(原産地証明書)(P-8210)」

【参考等】カナダ及びアメリカ向けの原産地基準表示を誤って記入したものと思われるが、返送して訂正し、新たに申告しない限り有効ではない。なお、その場合は、事後発給の特惠原産地証明書となるため、輸入者は当初の特惠原産地証明書の(写)を保管して置くなど、必要な措置をとること。(暫定法基本通達8の2-5)

87. 原産地基準表示が“W”のみでHS番号が記載されていない場合

(問) 原産地基準表示が第8欄に“W”のみであるが認められるか。

【回答】認められない。

【理由】暫定規則第9条に該当する場合、第8欄は“W”と記載し、輸入される物品のHS番号を記載しなければならない。(例W95.03)

HS番号を明確に記載することにより原産品として認定され、原産地基準の符号も決定される。したがって、そのHS番号が脱落している場合、「W」と表示する根拠がないこととなるので、原産国の発給機関でHS番号を追記しない限り有効なものとは認められない。

【関係法令】税関様式関係通達Ⅱ記載要領及び留意事項「Certificate of Origin(原産地証明書)(P-8210)」

88. 記載税番と適用税番が相違している場合（その1）

（問）特別特惠受益国であるA国産ジャケット（第61.03項）の輸入に際し、特惠原産地証明書第8欄が「W61.01」と記載されている。この場合、有効なものと認められるか。

【回答】認められる。

【理由】特惠原産地証明書第8欄の記載税番及び輸入申告時の適用税番に属する物品の、いずれもが暫定規則別表中欄に該当する物品であり、かつ同表下欄の「原産品としての資格を与えるための条件」についても同じであるため、特惠原産地証明書は有効なものとして取り扱う。

【関係法令】暫定法基本通達8の2-6（2）イ（イ）

89. 記載税番と適用税番が相違している場合（その2）

（問）特惠受益国のA国から輸入されるCDラックについて、原産地証明書の記載税番は「W96.01」であるが、当該貨物は備え付けの家具には該当しないことから、第44.20項に分類されるものである。特惠関税の適用は認められるか。

【回答】適用税番の品目別規則を満たしていることが確認できれば認められる。

【理由】記載税番である第96.01項と適用税番である第44.20項は、いずれも規則別表の中欄に掲げる物品であるが、同別表の下欄に掲げる製造条件が異なる（いずれの物品も生産された物品と異なる項に属する物品からの製造が条件として掲げられているが、第96.01項の物品には、適用税番である第44.20項の物品を原材料として製造されたものも含まれることとなり、第44.20項の物品の製造条件と同一であるとは言えない。）ことから、暫定法基本通達8の2-6（2）イ（イ）には該当しない。

なお、記載税番と適用税番が相違していることについて、相当の理由があると認められる場合（例えば、輸入者が輸出者に対して契約の際に適用税番で原産地証明書を取得するよう要求していたが、発給機関の事情で記載税番となった場合等）は、同通達8の2-6（2）イ（ハ）の規定に基づき取り扱うこととなる。

この場合、本件のCDラックが木製である場合は適用税番に属する物品の原産地基準からみて疑義があるので、製造条件を満たしていることを疎明する資料（例えば、原材料証明書、製造工程表等）が提出され、原産品と認められるときは、記載税番と適用税番が同一のものとして取り扱うものとする。

90. 包装用資材に非原産材料を使用した場合の原産地証明書の原産地基準表示

（問）輸入貨物自体は特惠受益国の完全生産品であるが、当該貨物の包装用資材（ビニル袋等）に非原産材料が使用されている場合、特惠原産地証明書の第8欄（原産地基準）の表示（「P」又は「Wと税番」）はどのようなになるのか。

【回答】当該輸入貨物については、非原産国の包装用資材を使用しており、暫定規則第8条に規定する完全生産品には当たらない。

したがって、当該輸入貨物に係る原産地証明書の第8欄の表示は、「Wと税番」となる。

【参考等】本事例において、第8欄の記載が「P」であったとしても、そのことをもってして当該原産地証明書を無効とするものではないので留意すること。

(第9欄)

9 1. バラ積み貨物（バルク貨物）の数量が合致しない場合

(問) バラ積み貨物（パーム油）を輸入する。特惠原産地証明書とインボイスの数量は合致しているが、検量の結果、実質数量が2.5%増となった。
このような場合、全量について特惠関税の適用は認められるか。

【回答】認められる。

【理由】特惠原産地証明書とインボイスの数量が合致しており、検量の結果、通常の増減の範囲内として認められる程度（3%アローワンス）の差であれば有効なものとして全量について特惠関税の適用は受けられる。

なお、例えば実質数量が4%増となった場合には、特惠関税の適用は特惠原産地証明書記載数量までとなり、同数量を超過している4%分について特惠は受けられない。

また、商習慣上の許容範囲がないと認められる貨物については、本取扱いはない。

【関係法令】暫定法基本通達8の2-6(2)ロ、関税法基本通達67-3-14、15

(第10欄)

9 2. インボイスの日付が脱落している場合

(問) 特惠原産地証明書の第10欄にインボイス番号は記載されているが、インボイスの日付は脱落しているが、有効なものとして認められるか。

【回答】日付以外の他の欄が正しく記載されており、正規の発給機関により発給されたものであれば、有効なものとして認められる。

(第11欄)

9 3. 署名権者の署名が脱落している場合

(問) 特惠原産地証明書の第11欄に署名権者の署名が脱落しているが、有効なものとして認められるか。

【回答】当該特惠原産地証明書の印影及びその他の記載事項に不備がなければ、有効なものとして認めて差し支えない。

9 4. 発給日が記載されていない場合

(問) 特惠原産地証明書の発給日が記載されていないが有効なものとして認められるか。

【回答】認められない。

【関係法令】暫定令第27条及び同令第29条

X. その他

95. 特恵原産地証明書提出省略物品

【問】特恵原産地証明書の提出が不要とされた品目（税関長が物品の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた物品）を輸入する際に、特恵原産地証明書を取得していたので同申告書に添付して申告したが、差し支えないか。

【回答】差し支えない。なお、本取扱いに該当する輸入申告等に際しては、当該証明書を返却することとしている。

96. 代替品に係る特恵原産地証明書

【問】特恵受益国であるA国から特恵関税の適用を受け輸入したスポーツ用ライフルの一部に不良品があり、A国のメーカーに返送して修理することとしていたが、修理に時間を要し、納期の問題があることから、代替品を輸入することとなった。この場合、新たな特恵原産地証明書を取得しなくても特恵関税の適用は認められるか。

【回答】認められない。

【理由】代替品がA国から輸出される際に改めて発給された特恵原産地証明書が必要となる。

【関係法令】暫定令第27条第4項

97. クレーム品に係る特恵原産地証明書

【問】繊維製品を輸入し、保税地域において検品したところ、色違いであったためクレームの対象となり、これを返送して染色をやり直させることとなった。これらの物品が改めて到着し輸入申告を行う場合、現在手元に到着している特恵原産地証明書をそのまま使用することは認められるか。

【回答】認められない。

【理由】当該物品は、染色をやり直した後、改めて当該特恵受益国から輸出されることになるので、その際に発給された特恵原産地証明書でなければ有効なものとは認められない。

したがって、現在手元にある特恵原産地証明書は使用できない。

【関係法令】暫定令第27条第4項

98. 契約数量の不足分が別便で送付されてきた場合の特恵原産地証明書

【問】当初申告の際に、インボイスの数量よりも到着数量が不足していたが、不足分は別便にて後日送られてきた。当初便で到着した貨物の特恵原産地証明書で、後便の不足分についても特恵関税の適用は認められるか。

【回答】認められない。

【理由】特恵原産地証明書は輸出の際に、輸出者の申請に基づいて発給されたものでなければ特恵関税の適用は受けられない。

したがって、不足分とはいえ、別便で輸出された貨物に、当初申告に使用した特恵原産地証明書を利用することはできない。

【関係法令】暫定令第27条第4項

99. ショート通関後に到着済が判明した場合

【問】木製の大型フォークとナイフ（第44.19項）を輸入しようとしたところ、一部がショートシ
ップであった。やむを得ず現在到着済の貨物について特惠原産地証明書を提出して特惠関税の適用
を受けた。ところが、ショート分の貨物は保税運送で他の港に誤送されていた。特惠原産地証明書
はすでに提出済であり、このショート分の貨物の輸入申告時に添付できないが、特惠関税の適用は
認められるか。

【回答】誤送された貨物が同一インボイスの貨物であることが確認できれば認められる。

【理由】ショート分の貨物が前に通関した貨物と同一インボイスによるものであり、本来ならば同時に
輸入されるべきものであることが確認できれば、特惠関税の適用は認められる。この場合、税関は輸入
者の申請を受けて特惠原産地証明書のオーソライズド・コピーを発行し、輸入者は輸入申告に当該コピ
ーを添付しておくこと。

【関係法令】暫定法基本通達8の2-10

100. ICとISの同時申告

【問】1通の特惠原産地証明書記載貨物の一部について特惠関税の適用を受けて輸入申告し、残りは
蔵入れしたい。輸入申告と蔵入承認を同時に行いたいが、蔵入貨物についても特惠関税の適用は
認められるか。

【回答】認められる。

【理由】特惠原産地証明書記載貨物に蔵入貨物も含まれていれば、特惠関税の適用は受けられる。この
場合の申告等は1通の特惠原産地証明書に記載された貨物を分割して行うこととなるので、当該特惠原
産地証明書は暫定法基本通達8の2-10に準じて取り扱うこととなる。

【関係法令】暫定法基本通達8の2-10

101. 保税転売貨物に係る特惠関税の適用

【問】1B/Lでコンテナ2本の貨物を輸入するが、その内の1本を保税転売して転売先の会社名で
申告したい。特惠原産地証明書は1部しかないが、特惠関税の適用は認められるか。

【回答】認められる。

【理由】輸出される際に当該貨物に対して発給されているので、特惠原産地証明書は有効であり、通常
の原産地証明書分割の手続きにより、どちらの申告とも特惠関税の適用は受けられる。

また、保税転売に係る書類を提出し確認することを要する。

【関係法令】暫定令第27条、暫定法基本通達8の2-10

特 恵 関 係 様 式

特 恵 関 係 様 式

特恵関税等に関する原産地証明書提出猶予申請書

一般特恵制度原産地証明書

原産地証明書に記載された物品の生産に使用された日本からの輸入原料に関する証明書

累積加工・製造証明書

ろうけつ染めした綿織物に係る証明書

説 明 [特恵関税等に関する原産地証明書提出猶予申請書]

〈提出を要する場合〉

やむを得ない理由（震災、風水害等）により輸入申告の際に一般特恵制度原産地証明書（以下「原産地証明書」という。）を提出できないことについて税関長の承認を受けようとする場合に提出する必要があります。（令第28条）。

〈提出先・通数〉

輸入地を管轄する税関長に対し2通（原本、承認用）提出します（基通8の2-9）。

〈様 式〉

税関様式 P第8200号

〈記載上の注意事項〉

原産地証明書を提出できない理由をできるだけ詳しく記載してください。場合によっては提出できない理由を証明する書類が必要とされます。

原産地証明書の発給及び本邦へ送付するために要する妥当な期間を想定して記載します。なお、原則として2か月を超えることはできません（基通8の2-9）。

特恵関税等に関する原産地証明書提出猶予申請書

平成 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者

住 所

氏 名 又 は 名 称

印

関税暫定措置法施行令第 28 条に規定する原産地証明書について、同条ただし書

に規定する { 災害その他やむを得ない理由により、
輸入許可前引取りを条件とすることにより、 } 下記のとおり、

その提出の猶予をお願いします。

記

原 産 地	
輸 出 者 名	
記 号 ・ 番 号	
品 名	
個 数 ・ 数 量	
申 請 理 由	
提 出 期 限	

(注) 申請文中 { } 内については、該当しない方を二本線で抹消してください。

(規格 A4)

説 明 [一般特惠制度原産地証明書]

〈提出を要する場合〉

特惠受益国を原産地とする物品を特惠関税で輸入しようとする者は、輸入申告の際に提出する必要があります（令第27条、第28条）。

[適用除外]

次に掲げる物品については、本証明書を提出する必要はありません。

- ① 税関長が物品の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた物品
- ② 課税価格の総額が20万円以下の物品（①に掲げる物品に該当するものを除きます）
- ③ 特例申告に係る指定貨物である物品（①及び②に掲げる物品に該当するものを除きます。）

〈提出先・通数〉

輸入地を管轄する税関長に対し1通（原本）提出します。

〈様 式〉

税関様式 P第8210号

〈添付書類〉

- ① 輸入物品が自国関与扱いを受ける場合には、一般特惠制度原産地証明書（以下「原産地証明書」といいます。）に記載された物品の製造に使用された日本からの輸入原料に関する証明書（以下「添付書類」といいます。）を原産地証明書に添付する必要があります（令第30条）。
- ② 輸入物品が非原産国を経由して本邦に運送され、非原産国で積替え又は一時蔵置若しくは博覧会等への出品が行われている場合は、次のいずれかの書類を提出する必要があります（令第31条）。
 - (イ) 当該物品の原産地である特惠受益国からの日本の輸入港に至るまでの通し船荷証券
 - (ロ) 積替え又は一時蔵置若しくは博覧会等への出品がなされた非原産国の税関その他権限を有する官公署が発給した証明書
 - (ハ) (イ)及び(ロ)以外の書類で税関長が適当と認めるもの
- ③ 累積原産地制度の扱いを受ける場合には、累積加工製造証明書を添付します。

〈記載上の注意事項〉

原産地証明書にかかる輸入物品の原産国から日本までの輸送有手段及び経路について判明している限り記載します。特に、運送上の理由から非原産国で積替え又は一時蔵置が行われている場合は、積替地等及び積替え等が行われている旨を記載します。

- (イ) 自国関与分の特例扱いを受ける場合は、添付書類の番号を記載します。
- (ロ) 累積原産地制度の適用を受ける場合は、累積加工・製造証明書の番号を記載します。
- (ハ) 紛失等の理由により再発行された原産地証明書の場合は、「DUPPLICATE」若しくは「DUPPLICATA」と表示する等再発行されていることを明示します。

「8.原産地基準 (Origin Criterion)」欄には、暫定規則第8条及び第9条に基づき次の要領により記載します。

特恵受益国における生産の状態	第8欄の記入方法
1. 暫定規則第8条各号に掲げる完全生産品に該当する場合	「P」と記入する。 (例) “P”
2. 暫定規則第9条各号に掲げる条件に該当する場合	「W」と記入し、かつ、輸入される物品のHS品目番号も記入する。 (例) “W” 9 6 1 8

発給機関によって押印及び署名がなされ、発給年月日及び発給地が記載されます。

発給機関は、原則として輸出国である受益国の税関とされていますが、商工会議所等税関以外の機関が発給機関となる場合は、その発給機関名及び使用する印があらかじめ日本に登録されていなければなりません。

発給年月日は、原産地証明書が輸出の際に発給されているかどうか、有効期間（通常1年以内）が経過していないかどうかを判断する意味を持つので、明瞭に記載しなければなりません。

別紙様式第 1

1. 輸出者（氏名、住所及び国名）		番号			
2. 輸入者（氏名、住所及び国名）		一般特恵制度 原産地証明書 （申告及び証明兼用） 様式 A 発給国 _____			
3. 輸送の手段及び経路（判明している限り記入すること。）			4. 公用欄		
5. 項目番号	6. 包装の記号及び番号	7. 包装の個数及び種類並びに品名	8. 原産地基準	9. 総重量又はその他の数量	10. 仕入書の番号及び日付
11. 証明 監督の結果、輸出者による申告は正確であることを証明する。			12. 輸出者の申告 下記の者は、上記の記載内容が正確であり、すべての物品が _____ （国 名） において生産され、かつ、当該物品が下記輸入国における一般特恵制度の原産地基準に合致するものであることを申告する。 （ 輸 入 国 ）		
作成地、作成年月日、署名及び証明機関印			作成地、作成年月日及び署名権限ある者の署名		

- 備考 1 用紙は、一平方メートル当たりの重量が 25 グラム以上である上質紙（大きさが縦 297 ミリメートル、横 210 ミリメートル（日本工業規格 A 列 4 番）のものに限る。）で証券印刷の方法により緑色の彩紋を施したものとする。
- 2 用語は、英語又はフランス語を使用することができる。

Certificate of Origin

1. Goods consigned from (Exporter's business name, address, country)		Reference No GENERALISED SYSTEM OF PREFERENCES CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and CERTIFICATE) FORM A Issued in (country)			
2. Goods consigned to (Consignee's name, address, country)		See Notes overleaf			
3. Means of transport and route (as far as known)		4. For official use			
5. Item number	6. Marks and numbers of packages	7. Number and kind of packages; description of goods	8. Origin criterion (See Notes overleaf)	9. Gross weight or other quantity	10. Number and date of invoices
11. Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by Exporter is correct. ----- Place and date, signature and stamp of certifying authority			12. Declaration by the Exporter The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct: that all the goods were produced In (country) and that they comply with the origin requirements specified for those goods in the Generalised System of Preferences for goods exported to ----- (importing country) ----- Place and date signature of authorized signatory		

説明 [原産地証明書に記載された物品の生産に使用された日本からの輸入原料に関する証明書]

〈提出を要する場合〉

輸入物品が自国関与扱いを受ける場合は一般特惠制度原産地証明書（以下「原産地証明書」といいます。）に添付して提出する必要があります（令第30条、基通8の2-1）。

〈提出先・通数〉

輸入地を管轄する税関長に対し1通（原本）提出します。

〈様式〉

税関様式 P第8220号

〈記載上の注意事項〉

Ref.No.（例 SM-2998）は、原産地証明書の「4. For official use」欄に記載された番号と一致しなければなりません。

品名及び数量は、原産地証明書に記載されている品名及び数量と一致しなければなりません（基通8の2-12）。

発給機関は、原産地証明書の発給機関と一致しなければなりません（令第30条）。

別紙様式第 2

原産地証明書の添付書類		番 号.....	
原産地証明書に記載された物品の生産に使用された 日本からの輸入原料に関する証明書（原産地証明書番号.....）			
発給国.....			
輸 出 物 品		日本から輸入された原料	
品 名	数 量	品 名	数 量
証 明		輸 出 者 の 申 告	
監督の結果、輸出者による申告は正確であることを証明する。		下名の者は、上記の記載内容が正確であることを申告する。	
作成地、作成年月日、署名及び証明機関印		作成地、作成年月日及び署名権限のある者の署名	

備考

- 1 用紙は、一平方メートル当たりの重量が 25 グラム以上である上質紙（大きさが縦 297 ミリメートル、横 210 メートル（日本工業規格 A 列 4 番）のものに限る。）とする。
- 2 用語は、英語又はフランス語を使用することができる。

Certificate of materials imported from Japan

Annex to Certificate of Origin		Ref. No. _____	
CERTIFICATE OF MATERIALS IMPORTED FROM JAPAN WHICH WERE USED FOR MANUFACTURE OF THE GOODS DESCRIBED IN CERTIFICATE OF ORIGIN (Ref. No. _____)			
Issued in _____ (country)			
Export Goods		Materials imported From Japan	
Description	Quantity	Description	Quantity
Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct. ----- Place and date, signature and stamp of certifying authority		Declaration by the exporter The undersigned hereby declares that the above details are correct. ----- Place and date, signature of authorized signatory	

説 明 [累積加工・製造証明書]

〈提出を要する場合〉

暫定令第26条第3項に規定する東南アジア諸国の累積原産品について特惠関税の適用を受けようとする場合は一般特惠制度原産地証明書（以下「原産地証明書」といいます。）に添付して提出する必要があります。（令第30条、基通8の2-1）。

〈提出先・通数〉

輸入地を管轄する税関長に対し1通（原本）提出します。

〈様 式〉

税関様式 P第8230号

〈記載上の注意事項〉

Ref.No.（例 CW/011）は、原産地証明書の「4. For official use」欄に記載された番号と一致しなければなりません。

累積原産品の原材料のうち暫定令第26条第3項に規定する他の構成国から1の構成国へ輸出された以下に掲げる物品若しくは日本からの1の構成国へ輸出された物品又は1の構成国の完全生産品に該当する物品の品名、数量及び価額を記載します。

- (イ) 他の構成国の完全生産品
- (ロ) 日本から他の構成国へ輸出された物品
- (ハ) 上記(ロ)に該当する物品のみを原材料として他の構成国において生産された物品

上記に記載された原材料から生産された物品の品名、数量及び価額を記載します（基通8の2-13）。

発給機関は、当該累積原産品の原産地証明書の発給機関と一致している必要があります（令第30条）。

別紙様式第3

番 号.....

原産地証明書の添付書類

累積加工・製造証明書（原産地証明書番号.....）

発給国.....

原 材 料				製 品			
生産国	品 名	数量	価格	生産国	品 名	数量	価格

証 明

監督の結果、輸出者による申告は正確であることを証明する。

場所及び日付、署名及び発給当局の印章

輸出者の申告

下名の者は、上記の記載内容が正確であることを申告する。

場所及び日付、署名権者の署名

備考

- 1 用紙は、一平方メートル当りの重量が25グラム以上である上質紙（大きさが縦297ミリメートル、横210ミリメートル（日本工業規格A列4番）のものに限る。）とする。
- 2 用語は、英語又はフランス語を使用することができる。

Annex to Certificate of Origin

Ref. No.

CUMULATIVE WORKING/PROCESSING CERTIFICATE

(Ref. No. of Certificate of Origin.....)

Issued in.....
(country)

Products(Materials)				Products			
Producing Country	Description	Quantity	Value	Producing Country	Description	Quantity	Value

Certification

It is hereby certified, on the basis of control carried out, that declaration by the exporter is correct.

Declaration by the exporter

The undersigned hereby declares that the above details are correct.

Place and date, signature and stamp of issuing authority

Place and date, signature of authorized signatory.

Notes:

1. The paper used for the Certificate should be of good quality weighting not less than 25grammes per square meter and measure 210×297mm.
2. The Certificate may be made out in English or French.

説 明 [ろうけつ染めした綿織物に関する証明書]

〈提出を要する場合〉

関税率表第5208.51号から第5208.59号まで、第5209.51号から第5209.59号まで、第5210.51号から第5210.59号まで、第5211.51号から第5211.59号まで、第5212.15号及び第5212.25号に掲げる物品のうち、ろうけつ染めしたもの（手工業によりろうけつ染めしたものであることが、原産国の政府又は政府代行機関により証明されているものに限る。）を輸入しようとする場合に提出する必要があります。

〈様 式〉

税関様式 P第8240号

